

第百九十六回国
参議院法務委員会會議録第十号

平成三十年五月十五日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十七日

小野田紀美君

補欠選任
野上浩太郎君

四月十八日

德茂 雅之君

補欠選任
松山 政司君

四月十九日

野上浩太郎君

補欠選任
福岡 資麿君

四月二十日

元榮太一郎君

補欠選任
松川 るい君

五月八日

松川 るい君

補欠選任
元榮太一郎君

五月九日

真山 勇一君

補欠選任
杉尾 秀哉君

辞任

杉尾 秀哉君

補欠選任
櫻井 充君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

石川 博崇君

中西 健治君

山田 宏君

若松 謙維君

有田 芳生君

岡田 直樹君

福岡 資麿君

丸山 和也君

元榮太一郎君

柳本 卓治君

山谷えり子君

櫻井 充君

小川 敏夫君

仁比 聡平君

石井 苗子君

糸数 慶子君

山口 和之君

上川 陽子君

葉梨 康弘君

山下 貴司君

村田 斉志君

青木勢津子君

大島 一博君

住田 孝之君

大賀 眞一君

小島 裕史君

古市 裕久君

小出 邦夫君

小野瀬 厚君

辻 裕教君

法務省矯正局長

法務省人国管理

局長

文部科学大臣官

房審議官

文部科学大臣官

房審議官

厚生労働大臣官

房審議官

厚生労働省政策

統括官

農林水産大臣官

房審議官

国土交通大臣官

房審議官

富山 聡君

和田 雅樹君

瀧本 寛君

増子 宏君

井上 真君

酒光 一章君

山北 幸泰君

鈴木英二郎君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○法務及び司法行政等に関する調査

(松山刑務所大井造船作業場における逃走事案

に関する件)

(裁判手続のIT化に関する件)

(法曹養成の在り方に関する件)

(入国管理局収容施設における被收容者の処遇

に関する件)

(技能実習生の失踪防止策に関する件)

(インターネット接続事業者による海賊版サイ

トへの接続遮断に関する件)

(原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介

に関する件)

○商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川博崇君) ただいまから法務委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る九日までに、小野田紀美君、德茂雅之君及

び真山勇一君が委員を辞任され、その補欠として

福岡資麿君、松山政司君及び櫻井充君が選任され

ました。

○委員長(石川博崇君) 理事の補欠選任について

お諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川博崇君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に有田芳生君を指名いたしま

す。

○委員長(石川博崇君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日

の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官

房審議官大島一博君外十五名を政府参考人として

出席を求め、その説明を聴取することに御異議ご

ざいませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川博崇君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(石川博崇君) 法務及び司法行政等に関

する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山田宏君 おはようございます。それでは、何

点か御質問させていただきますかと思ひます。

まず、先日起きました松山刑務所における脱走

事件について何点かお聞きをしておきたいと思ひます。

この事件は、先月、四月八日、夕方七時頃に今治市の松山刑務所大井造船作業所から服役中の平尾龍磨容疑者二十七歳が脱走した、逃走したという事案でございます。その後、報道によりまずと、広島県尾道市の向島、そして逮捕されたのは四月三十日、約三週間たつて広島市内で逮捕されたというふうに報道されております。

まず、この件につきまして、あつてはならないことなどございますけれども、法務大臣の所感と総括をお聞きしておきたいと考えております。

○国務大臣(上川陽子君) おはようございます。

四月八日に松山刑務所大井造船作業所から逃走いたしました受刑者につきましては、四月の三十日に身柄を拘束したところでございます。二十三日間にわたりまして逃走を続けました。そして、今委員からの御指摘のとおり、今治市から尾道市の向島、さらに広島市という形で、多くの皆様の御心配、そして御不安、御迷惑をお掛けし続けた二十三日間でございます。

とりわけ、長い間潜伏をしていた地域の皆様、向島の皆様におかれましては大変な、子供たちを安全、安心にということ、不安を抱えながら大きな緊張の中で二十三日間過ごしたということでございまして、そのまさに平穩な生活、日常生活が様変わりをしてしまったことによる打撃は極めて大きかったというふうに思っております。国民の皆様に対しまして、地域の皆様に対しまして、改めて心からおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

私、五月の一日と二日に現地を訪問させていただきました。その前日に逮捕ということになったわけでございますが、長い期間そのような緊張状態にある中で、日常生活においても様々な、渋滞等の発生によりまして御不便をお掛けし、経済的な状況も含めまして大変厳しい状況にさらされたということでございます。

また、先ほど申し上げたとおり、子供たちの学

校を取り巻く環境、とりわけ新学期に当たつてすぐ、直後でありまして、入学式が四月の九日ということもありまして、その後、スタートがなかなか平常な状態で切れなかったということが様々な形で影響を与えているというようなお話も切実に聞かせをいただきました。

また、大井造船作業所自身の企業の皆様にもお会いをし、そして受刑者たちが生活をしている友愛寮、さらには仕事をしている現場につきましても、大きな造船作業の中で四人一チームで、そのうちの一人という役割の中で仕事をしていたというところについても、つぶさにその状況について把握をし、またしっかりと説明を伺わせていただいたところでございます。

大井造船作業所は、昭和三十六年開設されました、まさに今年五十七年目を迎える、長い間、造船作業場の企業の皆様の御協力と、そして地域の皆様の御支援、こういったことがなければこの開放施設であります大井造船作業場は今まで続かなかったということでありまして、改めて、この施設の意義も含めて、このことの、事が起こったことの重大さも含めて痛感をし、そして改めてこの大切な開放施設の後継の在り方についても大きな御示唆をいただいたものでございます。

日常生活が、特に向島は平穩な島でございまして、大変地域の中でも結束が強い地域でありまして、二十三日間にわたりまして、不安を抱えながらも、消防団の皆様を始めとして、また学校関係者の皆さんも、地域のパトロールに当たっている住民のボランティアの皆さんも、しっかりと連携を組んで事に当たっていただいたおかげである意味で二十三日目に身柄を拘束できたものというふうに、皆様のそうした御協力に対しても感謝を申し上げておきたいところでございます。

今、逃走事故につきまして、開放施設であります、そもそも逃げやすい環境にあるというところが特色でもあるわけでございますが、住民の皆様からも、一旦逃走したということが万が一起きた場合にも身柄がすぐに発見できるようなタイ

プの予防措置というものについてはしっかりととっていただきたいという声もいただいたところでございます。

こうした再発防止ということにつきまして、今検討会におきまして調査をしているところでございますが、こうした住民の皆様のお声にしっかりと応えができるような形で対策が講じることができるよう最善の努力をしてみたいと、改めてそうした決意でいるところでございます。

○山田宏君 ありがとうございます。

今法務大臣の所感、御決意で大体足りているんだと思いますが、何点か御質問をさせていただきます。

まず、今回、逮捕まで至る期間が相当長く掛かったと。もちろん、その期間には警察を始め消防、また関係者、かなりの御努力をされて、本当に住民の不安を一日も早く取り除くべく一生懸命御努力をされてこられたということがまず前提でございますが、そういった中でもかなりの時間が掛かったなという感じがいたしました。島ですから、隔絶しているところでこれほど長く掛かるものだろうか、一般国民の皆さんはそう思ってきたわけですが、結局広島市まで逃走したということでございます。

これぐらい時間が掛かったのは一体どういう理由だったのか、その点も簡単に御説明いただければと思います。

○政府参考人(大賀眞一君) お尋ねの事案につきましては、四月八日に愛媛県の松山刑務所大井造船作業場から逃走した被疑者を、四月三十日、広島県警察が広島市内において発見、逃走罪で逮捕したものでございます。

この間、関係警察におきましては、被疑者を逃走罪により全国に指名手配をし、その写真を公開して情報提供を呼びかけたほか、窃盗被害が発生していたことなども踏まえまして、広島県尾道市の向島において重点的な搜索活動等を行ってきたものでございます。

しかしながら、この間、地域住民の皆様などに

は御負担をお掛けしたところでございます。搜索活動等に対する御理解と御協力もいただきました、深く感謝をしているところでございます。

御質問の点につきましては、現在、関係警察において被疑者の逃走後の足取り等について捜査をしているところでございまして、まずはその解明を進めることが重要であると考えております。

○山田宏君 新聞報道によれば、島の中も千軒以上空き家があつて、その空き家を調べるのも、一々その所有者を探して了解を得るというふうなもう大変煩雑な手続があつて、なかなか踏み込めた捜査ができなかったと。一日も早く住民の不安を解消しなきゃいけないと同時に、そういう一つの所有権のハードルが存在すると。

これから日本、少子化の時代を迎えておりまして、ますます全国中にこういった空き家が点在をしていくんだろうと。そういった中で、この事案だけでなく、言わば作業員が何かをするとかいうようなことも含めて、こういった空き家に対しての捜査活動というのに対して今後どういう姿勢で臨んでいかれるのか、もし御所見があればお伺いしておきたいと思ひます。

○政府参考人(大賀眞一君) 空き家の問題につきましては、委員御指摘のような問題のほかに、防災性の低下とか、あるいは防犯性の低下、あるいはごみの不法投棄などといった様々な問題が指摘されているところでございまして、財産権の保障などとの調整をいかに図るかという観点も踏まえながら総合的に検討がなされていくべき課題であると考えております。

○山田宏君 これ、やっぱり所有権等の問題があると思うんですけども、深刻な問題なので、少し、やはりどういう捜査が可能なのか、今後の課題としては是非研究をしておいていただきたいと思ひます。

それから、先ほど法務大臣からお話ありましたように、この施設は、この施設というのは松山のこの施設は、開放型施設ということでございますけれども、開放型施設というのは一体どうい

施設なのか、全国にどういうものがあるのか。大
体でいいですから、どんな服役囚がここに入るの
かというふうなことに、概要をお聞かせくだ
さい。

○政府参考人(富山聡君) お答えいたします。

開放施設と申しますのは、「収容を確保する
ため通常必要とされる設備又は措置の一部を設け
ず、又は講じない刑事施設の全部又は一部で法務
大臣が指定するもの」と法律で定義をされてお
ります。

この開放施設というのは、一般社会の生活に
できる限り近い環境を実現することで、受刑者の
自発性、自律性を涵養し、ひいては受刑者の社会
適応性を向上させるという点で大きな意義がある
と考えているところでございます。

現在、開放施設としては全国で四か所、網走
刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、これは一部閉
鎖区画がございますが、そちらは除きます、広島
刑務所尾道刑務支所有井作業場及び松山刑務所大
井造船作業場が指定されております。四つの施
設、それぞれ収容される受刑者の特性が異なりま
して、そういったことを踏まえまして、施設ごと
に設けられている設備も異なりますし、また開放
の度合いも若干異なっております。

各施設の収容人員につきましては、二見ヶ岡農
場が近年約二十名程度、市原刑務所、これは閉鎖
区画も含んだ人数ですが、約百七十名、有井作
場が約五名、今回逃走を起こしてしまいました大
井造船作業場については、逃走当時、逃走した受
刑者を含んで二十名が収容されておりました。

こういった開放施設に収容される者といいま
すのは、大井造船作業場及び有井作業場についま
しては、A指標と呼んでおりますが、刑務所に入
るのが初めてで犯罪傾向も進んでいない、そう
いった受刑者で、なおかつ原則として凶悪犯、性
犯、放火犯、覚醒剤常習者といった者ではない、
さらに構外での作業への出業の意欲があるなど
といった様々な条件を満たす者を選んでおります。
市原刑務所は、同じく、初めて刑務所に入る犯

罪傾向が進んでいないA指標受刑者であります
が、いわゆる交通事故と呼んでおまして、自動
車の運転等による犯罪で服役している者、そし
て、そういった自動車等の運転による犯罪以外の
犯罪による懲役刑や禁錮刑を併有していない者の
うち心身に著しい故障がないなどの条件を満たす
者を選んでおります。

最後に、網走刑務所の二見ヶ岡農場は、こちら
はB指標と呼びまして、刑務所に入るのが二度目
以上あるいは犯罪傾向が進んでいる、そういった
受刑者の中で、農場での作業を行う上での身体的
な問題がないこと、暴力団に所属をしていないこ
とといった所定の条件を満たす者を選んで就業さ
せていると、そういった状況にございます。

○山田宏君 私、こういう施設知らなかったん
で、非常に特異というか、ある面では意欲的
な施策だと評価をしております。

長い期間設置をしていますが、その割には、塀も
ない、鉄格子もない、鍵もないということはない
けれども外から掛けるわけでもない、こういった
施設が地域の中に溶け込んで、しかも比較的逃走
者がそれでも少ないという状況の中で地域で受け
入れられてきたんではないかと、こういうふう
に考えておりますけれども、この愛媛の松山の事
案はこれまで十七件二十人の脱走者があつたと、こ
う聞いておりますけれども、ほかの施設、これま
でどうだったんでしょうか。

○政府参考人(富山聡君) お答えいたします。

他の施設の逃走でございますが、まず、広島刑
務所尾道刑務支所の有井作業場についてはいまだ
かつて逃走は発生していません。それから、市
原刑務所につきましては昭和六十一年に逃走が一
件発生しております。それから、網走刑務所二見
ヶ岡農場、これは明治の頃からある施設でござい
まして、私も必ずしも全ての件数を把握できて
おらないんですが、私どもが把握している限りで
は、大正十一年が一件目、その後、昭和五十六年
までで合計十一件の逃走が発生しております。

○山田宏君 まあ少ないですね。

仮に逃走して、今回もそうなんですけれども、
捕まったらどうなるんですか。

○政府参考人(富山聡君) 一般的に、刑務所から
逃走した受刑者は、特に施設設備等を壊すこと
なく逃走した場合に単純逃走という罪に当たり
ますので、済みませんが、これは私の所管から外れ
るかもしれませんが、一年以下の懲役といったた
しか刑罰が定められていたと思っておりますので、そ
ういった刑法の規定に基づいて捜査、裁判が行われ
て適正な刑罰が言い渡されるといようなことにな
ろうかと思っております。

○山田宏君 ここには戻れないんですね。

○政府参考人(富山聡君) 開放施設につきま
しては、その選別の要件の一つとして過去に逃走
を企てたことがないということがございますの
で、当然のことながら、今回逃走した受刑者が再
び受刑者として刑事施設に戻ってきたときには開
放施設に配属されることはあり得ません。

○山田宏君 そうですね。
その辺はきちつと厳罰に処すということも一方
で大事だと思っておりますけれども、先ほども法務大臣
からお話がありましたように、再犯率が非常に低
いという、そういった効果もあるように聞いてお
りますけれども、この開放施設が果たしてきた
そういった成果ということについて簡単に御報告
をいただきたいと思っております。

○政府参考人(富山聡君) お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、この開放施設
といえますのは、一般社会となるべく近い環境
をつくることで、その中で受刑者の自発性、自律
性を涵養し、社会適応性を向上させる、そういった
目的で運用しております。

受刑者はやがて社会に帰っていく存在ですの
で、できるだけ社会との敷居がない、シームレス
に社会に戻っていく環境で刑事施設の処遇が行
えるならば実は一番望ましいわけでございます。
しかしながら、様々な犯罪性を有するものでござ
いまして、職員の指導なども素直に聞かないとい
った者も多数おります。なかなか、一般社会と

同じ環境でという処遇ができる者は数多くはござ
いません。そういった中で、こういった処遇に適
した者についてはできるだけその環境を実現しよ
うということをやっております、実際にそう
いった場所で働いている受刑者を視察させていた
だきますと、大変目も輝いていますし、本当に一
生懸命取り組んでいる、そういうことがはた目
で見ていてもうかがわれるといった状況がござい
ます。

また、若干の数字を紹介させていただきます
と、刑事施設から釈放された者、残念ながらまた
刑事施設に戻ってきてしまう、再び受刑者として
帰ってきてしまう者、かなりおります。私ども六
年再入率と呼んでおまして、ある年に釈放され
た受刑者が、その年を一年目として戻ってしま
う、そういったものを六年再入率と呼んでおりま
す。もちろん年ごとに若干のばらつきはあるん
ですが、その六年再入率を直近十年間の分を平均
いたしますと、刑事施設の全体では四二・八%とい
う数字になっております。

一方、今回逃走がありました大井造船作業場
と同じ数値を取りますと、約一〇%となっており
ます。もちろん、初犯で行状の良い受刑者を選んで
おります。しかしながら、そういった点を加味し
ても相当程度低い再入率になっているのではない
かと考えているところでございます。

○山田宏君 今回こういった不幸な事案がありま
したけれども、やはりこれまでのそういった積み
重ねたというものを踏まえながら、この施設の良
さが生きるようにしていただきたいと願っており
ます。

ちょうど松山と聞きますと、日露戦争の後、ロ
シアの捕虜を松山にかなり収容したんですね。だ
が、その捕虜も、塀の中に入れていたんですね。そ
れで、みんな普通に町歩いているんですね。それ
で、もうとにかく捕まったら非常に松山の道後温
泉で歓待してくれるというものですから、ロシ
ア兵もそういう話が広まって、戦争中ももうすぐ

降参で、松山と言つて手を挙げて降参をしてくるというぐらゐ、そういった伝統もあるような地域だと私は認識をしております。

今後、こういったやつぱり意欲的な取組というものがあるに掛からないようにしながらも、きちつと国民にやはり受け入れられるように、今後の決意について最後に法務大臣にお聞きをして、今日はちよつと、刑事局長来ていただいておりますけれども、この問題については触れられませんでした。もう本当に申し訳ございませんでした。最後に法務大臣の御所見をお伺いして、終わりたいと思います。

○委員長(石川博崇君) 時間ですので、お答え、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) はい。

四月の八日の事故発生以来、次の日、四月九日でありましたけれども、この松山刑務所大井造船作業場からの逃走事故、この案件のみならず、開放施設ということで今御紹介しただけでも四件あるわけでございますので、これを契機といたしまして、開放施設における保安警備や処遇の在り方につきまして検証、検討をする委員会を立ち上げたところでございます。

今回の逃走事故を含めまして検証、検討をしつかりと進め、また先ほど申し上げたとおり、地域の皆様からは、万が一逃走したとしてもすぐ捕らえることができるようにしてほしいということにつきましても強い要請を受けておりますので、そういった御意見もしっかりと踏まえまして、速やかに対策の策定及びその実施に当たりたいというふうに思っております。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

まず、裁判手続のIT化についてお尋ねをいたしますが、この質問は、三月二十二日の大臣所信の質疑の際と四月十日の裁判所職員定員法改正案の質疑に取り上げさせていただきました。

市民にとって利用しやすい裁判の実現のためという観点から、本人訴訟をサポートするシステム構築の必要性についてお尋ねをいたします。

三月三十日、裁判手続等のIT化検討会におきまして、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」「三つのe」の実現に向けて」が取りまとめられました。

この取りまとめでは、IT化に向けた課題として本人訴訟についてが挙げられておりまして、当事者間で利害の対立することが多い裁判事件の一方当事者に対する支援であることからすると、ちよつと長いんですけれど、まずは、裁判上の代理人として関与する弁護士、司法書士等の法律専門士業者が代理権等の範囲内で、所属団体の対応枠組みを使うなどして、法的側面とともにIT面の支援を行っていくことが考えられると、こういうふうに記述されております。

しかしながら、平成二十八年度の司法統計年報では、簡易裁判所におきましては、いわゆる簡易裁判所の民事訴訟ですね、七割が原告側と被告側の双方に弁護士が付かないいわゆる本人訴訟と、こういう状況になっておりまして、さらに、地方裁判所におきましては、約二割が原告側、被告側の双方に弁護士が付かない本人訴訟となつていて、こういうことでありまして、また、地方裁判所におきましては、地方裁判所の民事訴訟ですけれども、一方に代理人が選任されていない訴訟は四割を超えていると。この傾向を正面から受け止めた上で、IT化を含めたあるべき支援体制を検討する必要があると思われまふ。ほとんど聞いていたつて分からないと思うんですけれども、済みません、ちよつと質問通告とおり読んでいますので。法律の素人にとりましては、この訴状の作成、大変な負担なんですね。

言いたいのは、要は、その弁護士が付かない本人訴訟、非常に多いということで、そうすると、このIT化によりまして、例えば、裁判所のサイトにアクセスすると、フォームを書くことによつて、いわゆる、何でもか、当事者同士のいろんな訴訟手続が、これ何というか、かみ合つてくるというんですかね、そういったことをやれば負担軽減が大きく進むんじゃないかと、利用者側にとつ

てですね。そういうことで、いわゆる弁護士とかの代理人を選任しないで進行される本人訴訟のサポート体制の実現、これがいわゆるこれからのe時代の、市民にとっての利用しやすい裁判を実現するための裁判手続のいわゆるIT化の中心的な課題ではないかと。

そういうふうな考えをしまして、国民の裁判を受ける権利の保障という観点から、是非、このIT化検討会ですか、このいわゆるIT化というのを更に進めていただきたいと思うんですけれど、法務大臣のお考えをお尋ねいたします。

○国務大臣(上川陽子君) 委員の御指摘がございました三月に取りまとめられました裁判手続等のIT化検討会、この報告書におきましても、特に本人訴訟につきましてのIT支援、サポートという点について、明確にその取組について指示をされているところでございます。実施主体、また内容等につきましては、様々な方策やアプローチが考えられるわけでございまして、それに付随しての課題もあるわけでございます。今後、必要な対策を総合的に検討していく必要があるというふうに考えております。

ウェブ上の利用システムや環境の在り方について委員御指摘がございましたけれども、今後、裁判所におきまして適切に検討されていくものと理解しておりますが、法務省といたしまして、IT面のサポートが全面IT化実現に不可欠であるというのを踏まえまして、民事訴訟制度を始めとする司法制度を所管をしている立場でございまして、最高裁判所と適切に連携をしながら必要な協力を行つてまいりたいというふうに考えております。

○若松謙維君 そこで、今、全面IT化に向けてという大変力強い目標観は確認できました。

それで、四月十日の、先ほどの裁判所職員定員法改正案の質問の際の答弁として、今後の取りまとめの方向性として、いわゆる法務省から、フェーズ1からフェーズ3の順序でなかなか実現可能性が難しくなるといいますが、いろいろな検

討が必要になるということでございます。いざにいたしまして、できるだけ早く法制審議会に諮問して、できることから試行していくというような位置付けという答弁がありました。

そのうち、フェーズ1なんですけれども、これは、法改正を要することなく現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていくことが考えられると、さらに、実現のハードルが比較的低く、機器整備等が実現されれば、二〇一九年からも特定庁での試行による目に見える成果が期待されると、こういう答弁がありました。

法務省はできるだけこのことを早く法制審議会に諮問していただきまして、そういう姿勢ということでありますけれども、この特に取りまとめにおいて示されましたフェーズ1、これは早急に法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の関係機関と協議を重ねて実現を図っていくべきではないかと考えますが、法務大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(上川陽子君) まさに、内閣官房、この裁判手続等のIT化検討会、この報告書におきましては、民事裁判手続の全面IT化、これを目標とするということを目指しまして、実現段階に応じ三つのフェーズに分けまして、順次新たな運用を開始していくアプローチ、こうしたことを進めるべく指摘がなされたところでございます。

先ほど委員から御指摘がございましたフェーズ1から2のそれぞれのカテゴリーはどういうハードルがあるのかということでございます。このフェーズ1で実現すべき内容、これは法改正を必要とするものではなく、現行法の下での実現可能なものであるということでございまして、この面につきましてもしっかりと取組を図っていく必要があるかというふうに思います。ウェブ会議等のITツール、積極的に利用いたしましたより効果的な、また効率的な争点整理の試行、運用を開始し、その拡大、定着を図っていくということとのプログラムも内容としていっているものでござい

ます。

このフェーズ1につきましては、実現プロセスでありましたが、機器整備等が実現されれば、二〇一九年度からにも特定庁での試行等によりまして目に見える成果が期待されるというところまでございますので、現在、最高裁判所におきまして、この報告書の内容も含めまして必要な検討、準備を行っているものと承知をしているところでございます。

法務省といたしましても、最高裁判所と十分に連携をしながら、このフェーズ1の適切な実現に向けまして、必要な協力をしっかりと図ってまいりたいというふうに思っております。

○若松謙維君 いずれにしても、法制審議会での議論が非常に重要になりますので、是非早く諮問していただきたいということを要求をして、次の質問に移りたいと思います。

まず、外国人労働者に対する法情報のインターネット公開についてお尋ねをいたします。

ちょうど昨年十月末現在でこの外国人労働者数は過去最高の約百二十八万人ということで、これを在留資格別に見ますと、留学生のアルバイトのいわゆる資格外活動ですね、いわゆるアルバイトです。あと技能実習生、それぞれ、昨年から二〇％を超える高い増加率ということで、全国の外国人労働者数を押し上げております。

今後外国人労働者を含む在日外国人の数、これは増加の一途をたどると思っておりますので、今後、この外国人労働者の利便を図るために労働法関係の法律情報の提供は必須であります。外国の方でありますので、なかなか日本語で民事、刑事等の日本法を理解するのは難しいということでもありますので、まず一点目は、法務省は、日本の法令ということを外国語に翻訳してホームページに公開する取組を行っていることでありますけれども、その概要ですか、経緯や、ちょっと、掲載している法令の概要、これについて、この前も聞きました。簡潔に答弁していただきたいということと、二つ目は、内閣府定住外国人施策推進室、

ここで定住外国人施策ポータルサイトを開設しております。様々な、何でもか、多言語の生活情報に掲載しているということなんですけれども、このサイトでは、例えば六法であります民法、刑法、こういう基本的な法律については記載されていないというふうに認識しております。かつ、その法律情報の発信でもやはり英語が中心ということでありまして、少なくとも日本にとつて、中国とか韓国とか、またアジアの方々が大変多くつておりますので、そういった外国語への翻訳ですが、IT活用も含めて是非インターネットで提供することが必要であると思っております。是非その取組について法務省に見解を伺います。

それで、最後の質問ですけれども、特に現在、内閣府でいわゆる専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース、これが開催されておりました。今、外国人技能実習を修了した外国人、更に最長で五年間の就労ができるということが検討されているところでありますけれども、これ非常に重要なポイントであると思っております。

そういったことも含めて、是非このような、この日本の法律を多くの言語に翻訳してインターネット上に公開、周知させる必要があるのではないかと思います。これは法務大臣にちょっと答弁のままとめとして、その前の質問は是非政府参考人からお願いいたします。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。委員御指摘の日本法令の外国語訳整備につきましては、平成十六年の司法制度改革推進本部決定におきまして、「グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。」とされたところでございまして、これを受けまして、平成十七年、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議が設置され、同会議の下に設置された法令外国語訳・実施推進検討会議において、平成十八年三月に、翻訳において

準拠すべき翻訳ルールとなる標準対訳辞書の充実や翻訳を利用しやすい環境整備としてホームページの設置等を必要とする取りまめを行いました。同じ年に、関係省庁連絡会議としても、引き続き法令外国語訳推進のための基盤整備に取り組む旨の意思決定を行うとともに、そのために必要な継続的な体制を平成二十一年度以降は法務省に置く旨の決定を行ったところから、平成二十一年度以降、法務省において法令外国語訳整備に関する業務を取り扱うこととなったわけでございます。

具体的には、法務省では、平成二十一年度以降、法務省の管理いたします法令外国語訳データベースシステム専用ホームページにおける英訳法令の一元的な無料公開、また、各省庁が行う法令翻訳の指針となる法令用語日英標準対訳辞書の策定と、学者、弁護士等の専門会議体による充実、改訂、また、各省庁から提出される法令翻訳の原案につきまして、翻訳の品質を確保するための専門会議体や英語を母国語とする者による精査、検討、また、各省庁において法令翻訳を計画的に進めるために翻訳整備計画を策定するなど、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議の開催等の取組を行っているところでございます。

その結果、法令外国語訳整備の現状といたしましては、本日時点で、民法、刑法、会社法を始めとする六百四十三の法令英訳を法務省の専用ホームページで公開しております。世界八十六以上の国や地域から、本年三月中の利用実績といたしまして、一日当たり平均約七万九千件のアクセスがある状況でございます。

また、先ほど英語以外の外国語訳への翻訳を検討すべきではないかという御指摘がございました。先ほど申し上げておりましたとおり、この法令の外国語訳は専ら英訳整備を進めております。この法令外国語訳整備の在り方につきましては、連絡会議の下に設置されました法令外国語訳・実施推進検討会議が平成十八年三月に取りま

とめた内容といたしまして、「今日の国際社会において共通語としての地位を占めている英語への翻訳の整備は、急務というべきである。」と取りまめられておりました。以後、政府といたしましては、この関係省庁連絡会議において翻訳整備計画を策定するなどして必要な英訳法令の整備を進めてきたところでございます。

また、直近でも、平成二十八年五月の対日直接投資推進会議決定におきまして、「二〇二〇年度までに新たに五百以上の法令の外国語訳を公開することを旨とする。」とされたことを受けまして、英訳法令の拡充に向けて、英訳法令を念頭に置いた翻訳整備計画の改定など、政府として必要な取組を進めているところでございます。

御指摘の英語以外の外国語への法令翻訳につきましては、そのニーズの程度や翻訳に要する費用対効果等の問題もございまして、まずはこの政府方針に従いまして、この英訳法令の整備充実を図ることが重要であると考えております。

○委員長(石川博崇君) お答え、簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(上川陽子君) はい。

まさに経済社会の国際化が進んでおります中におきまして、我が国の法制度が、社会における紛争の予防、また解決のための規範として有効に機能しております。重要な日本法令の翻訳、さらにその国際的な発信は国際取引の円滑化に資するものであるとともに、日本で生活をする外国人の皆様への安心、安全を確保する支えともなる基盤というふうに言えまして、大変重要なことであるというふうに理解をしております。

国際化の進展、これ今後ますます進むわけでありまして、法令外国語訳整備の重要性につきましてはますます高まるものと見込まれるわけでございます。

法務省といたしましては、今法制部長が申したとおりでございますが、今後におきましても、まず重要性の高い日本法令の英訳整備にしっかりと当たりつつ、この発信についても十分に発信し、

また関係府省とともに絶えず連携を取りながらこの基盤整備のための取組に全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○若松謙維君 終わります。ありがとうございます。

○櫻井充君 国民民主党・新緑風会の櫻井でございます。法務委員会の所属初めてなので、正直言って今日何を質問したらいいかわかりませんが、一般的な質問を少しさせていただきたい、そう思います。

法曹養成に関してお伺いしたいと思っております。ですが、私の知り合いの弁護士さんから、もう今や弁護士さんはワーキングプアなんだと、そういう話をされているんですが、実際若い人たちの就職率やそれから平均年収等、大体概算で結構でございますので、分かれば教えていただきたいと思

います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。若い弁護士の就職率、それから平均年収についてのお尋ねがございました。

まず、若手弁護士の弁護士としての活動形態、これは、弁護士事務所に着く者、あるいは企業に就職する者、また少数で共同事務所を構える者、また単独で事務所を構える者など多様であります。また、そのような形態で活動を開始する時期も人により異なります。また、弁護士自身の希望する弁護士としての活動の在り方も様々でございます。

その上で、就職率につきましては、これが就職率という委員の御指摘の関心事項に直接答えている数字かどうかは分かりませんが、日本弁護士連合会の調べによりますと、平成二十八年十二月に司法修習を終えながら、修習終了後六か月を経過した時点で裁判官、検察官に任官せず、かつ弁護士登録をしていない弁護士未登録者は三十九名でございます。修習終了者全体の二・二%に当たります。ただ、この数字はここ数年で減少傾向にあるということでございます。

あと、平均的な収入でございますが、これ、法務省が平成二十八年に弁護士を対象に実施したアンケート調査の結果によりますと、登録一年目から五年目までの弁護士の平均収入で申し上げますが、一年目の弁護士が五百六十八万円、二年目の弁護士が七百六十二万円、三年目の弁護士が九百四万円、四年目の弁護士が千三百三十九万円、五年目の弁護士が千三百六十六万円となっております。

○櫻井充君 何か今の答弁で、私ちょっとだまされていたことがよく分かりました。いや、というの、ワーキングプアと言われていたもので、もともと給料が安いのかと思っていました。

我々、研修終わってもそんな、医者も研修が終わってから決してそれほど給料がいいわけではないので、別にワーキングプアではないんじゃないのかと、今、今の数字がそうであれば、そう思いました。

もう一つ、財務副大臣務めさせていただいたときに、法曹養成のことについて関わった際に、これから訴訟だけをやる弁護士さんを育成するのはなくて、海外進出する際に、中小企業の社長さんたちと話をすると、一つ困っているのが語学だと、もう一つ何かというと、相手国の法律がよく分からないと、そういうことをアドバイスするような弁護士さんたちをもっと増やしていかなきゃいけないんじゃないかということで、あの当時、経済産業省にも入っていたら、フォーラムをずっと継続してまいりました。

現状、先ほど企業にというお話がありました。が、海外に進出する際に弁護士さんが関与している、そういう弁護士さんというのは一体どのぐらいの割合があるのか、分かれば御答弁いただきたいと思

います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。社会経済のグローバル化の進展とともに日本企業の海外展開も増え、これを支援するための国際分野に精通した弁護士によるリーガルサービスのニーズは量的にも増加し、質的にも高度化しているものと認識しております。

このような中、既に国際分野に精通した弁護士や弁護士法人、この具体的な海外進出に際しての関与の程度あるいは頻度といったものをお答えすることはなかなか難しいわけでございますけれども、この分野に精通した弁護士が国内、国外においてもう既にその専門性を発揮したリーガルサービスの提供に鋭意取り組んでいるものと承知しております。

なお、参考となる数字といたしましては、企業内弁護士の数は、平成十八年には百四十六人でありましたところ、平成二十九年には千九百三十一人まで増加しており、こうした企業内弁護士は、その属する企業が海外進出を検討あるいは実施するに際しまして法的助言等の必要な関与を行っているものと考えられます。

また、日本弁護士連合会は、平成二十四年から、海外への事業展開を検討、実施する中小企業に対しまして渉外業務実績のある弁護士を紹介する取組を行っておりますところ、平成三十年五月一日時点におきまして約二百四十名の弁護士が支援弁護士として登録しているほか、これまでの相談実施件数は累計で約三百件であるというふうに承知しております。

○櫻井充君 この分野すごく大事だと思つていて、今説明のあったとおりなんです。グローバル化というか、国内の人口が減っていく中で、企業は海外進出していかなければならないと、企業は海外進出していかなければならないと、生き残っていくことができないので、積極的に海外進出を支援するような政策というのが大事なことで、思っているんです。

もう一点申し上げると、弁護士さんの数が急激に増えてまいりました、法科大学院ができてからですね。そうすると、需要と供給の関係上どうなっているのかというの、これすごく大事なことで、今思っているんです。その法曹の養成課程の中で国費を使つて、また制度が変わつて国費を使うことになりましたが、そうなると、例えば、医者の場合には需要と供給の関係をきちんと担保されていて、厚生労働省がその任を負つてきています。

法務省は、そのような需要と供給の関係というのはきちんと把握されているのでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。委員御指摘の需要と供給ということでございますが、適正な法曹人口の在り方につきましては、これ様々な意見があると承知しておりますが、政府の法曹養成制度改革推進会議決定、これ平成二十七年六月に取りまとめられたものでございますが、法曹人口の在り方について、新たな法曹を年間一千五百人程度は輩出できるように必要な取組を進め、さらには、これにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、より多くの質の高い法曹が輩出される状況を目指すべきとされております。

法務省といたしましては、この推進会議決定を踏まえまして、関係機関、団体の協力を得ながら、裁判事件数の推移、また国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、また企業内弁護士数の推移など、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行っているところでございます。

また、現在、文部科学省において法科大学院改革が進められていると承知しております。法務省といたしましては、今後、必要なデータの一定の集積、あるいは法科大学院改革の成果等を踏まえた上で、高い質を有し、かつ国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について必要な検討を行つてまいりたいというふうに考えております。

○櫻井充君 是非その需要と供給のところをきちんとチェックしていただきたいと思つています。

それはなぜかという、アメリカのように弁護士さんの数が増えて訴訟社会になっていくと何が起るかというと、企業対企業の争いの次にターゲットになっているのは実は医療の現場です。アメリカの医療費が高いのは、民間の保険会社が主導してやっていると、これがまず一つ目ですが、次に大きい理由は何かというと、訴訟の件数

がめちゃくちゃ多いからです。日本の医療というのは、実は相当低額でやれてきているのは、公的皆保険制度があること、それから訴訟がこれまでそれほど行われていかなかったということがあって、アメリカのような訴訟社会になること自体が僕は余りプラスではないんじゃないかと、そう思っているの、そこら辺の需要と供給のところをきちんと見ていただきたいと、これは要望しておきます。

その上で、今法科大学院の話がありました。法科大学院をやめてきているようなところも出てきていること、それからもう一つ、法科大学院に通っている方々の中では奨学金を借り入れている方も随分いらっしゃる。そうだとすると、この法科大学院そのものの在り方が本当に適切なかどうか、私はむしろ、法曹養成に関しても昔のようなシステムの人たちを増やしていいんじゃないのかなと、そう思っているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 司法試験の受験資格というところを取ってみますと、法科大学院の課程を修了した者及び予備試験に合格した者に与えられることとしていただいております。

法科大学院を中核とする現行の法曹養成制度、これにつきましては、法科大学院等における経済的、時間的負担、また法曹有資格者の活動の場の広がり、これが制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなっているといった要因等によりまして法曹志望者の大幅な減少を招来するなど、多くの課題が指摘されております。

そこで、平成二十七年六月、政府の法曹養成制度改革推進会議決定におきまして、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念は堅持しつつ、質、量共に豊かな法曹を多数輩出していくために、平成三十年度まで法科大学院集中改革期間といたしまして、文部科学省を中心に法科大学院の抜本的な組織見直し、また教育の質の向上などの必要な取組を進めるとされたほか、法務省におきましても、法曹有資格者の活動

領域の拡大等の必要な取組を進めるとされたところでございます。

法務省といたしましては、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の現在の直面している課題、これを克服するために、まずはこれらの推進会議決定に掲げられました取組につきまして、文科省とも連携をし、しっかりと進めることが重要であると考えておりまして、引き続きその取組に邁進してまいりたいと思っております。

○櫻井充君 素朴な疑問ですが、法科大学院ができる前の弁護士さんたちのレベルって低いんですか。つまり、先ほど質の向上という話がありました。私が、私はそれまでの弁護士さんたちのレベルが決して低いとは思っていないので、そうだとすると、わざわざ法科大学院をつくって、相当多額のお金を出して卒業しなければ弁護士になれないという、その資格要件が私はおかしいんじゃないかと、そう感じているんですが、大臣はどうでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 法曹養成制度につきましては、様々な分野で活躍をする非常に大事な人材でございます。その意味で、この改革の目標に掲げるといふことにつきましても、このプロセスとしての法曹養成制度の基本的な考え方、これは堅持しながらも、質、量共にしっかりと豊かな、そして時代に合った形で、さらにその先をしっかりと見据えた人材養成をしていく、そういう意味で質に伴う様々な試験科目の改革でありますとか、そういうことも含めまして申し上げたところでございます。

いずれにしても、高いレベルで倫理観を持った法曹養成をしつかりとしていくことはこれからの国際的な課題に対応していくために非常に重要というふうに考えておりますので、その点についてはしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○櫻井充君 そこでそういうことを学ばれるということは大事なことだということ認識して

ます。

ただ一方で、その法科大学院を卒業しても弁護士さんになれる人というのは相当割合低いわけですよ。そうすると、繰り返しになりますが、大学にまで通って、お金相当額支払って、それで弁護士さんになりたいと思ってもなれなかったというところになってくると、これ、考え方によっては、学生さんたち、それからその負担している親にとっては僕は大変重いなじゃないだろうか。

むしろ、なかなかその大学改革が進んでいかないのは、学校法人が利益を出したいからこういう経営をやっているだけの話のような気がしてならないので、改めて検討していただきたいということだけお願い申し上げたいと思います。

それからもう一つ、今日は成年後見人制度についてお尋ねしたいと思いますが、その成年後見人制度ってネットで引いてみると何が出てくるかというと、ほとんど横領の話が出てくるんです。そうすると、これから超高齢社会を迎えるに当たって成年後見人制度ってすごく大事な制度になるんだと思っておりますが、今利用している方々の件数と、それから、これを利用、成年後見人制度にお願いしたんだけど結局横領されてしまっている、その件数とそれから平均的な額を教えてください。

○最高裁判所長官(代理者)(村田齊志君) お答え申し上げます。

まず、利用者数でございますが、平成二十九年十二月末日時点での利用者数は、後見、保佐、補助、任意後見の類型の利用者数の合計でございますが、二十一万二千九百九十人となっております。それから、この一年間に成年後見人等の不正について対応を終えたとして全国の家庭裁判所から最高裁判所が報告を受けた不正の件数は二百九十四件、被害総額は約十四億四千万円となっております。不正事案一件当たりの平均被害額は約四百九十万円でございます。

○櫻井充君 ありがとうございます。いろいろな方々が成年後見人という立場になら

ているんですが、まず、こういう調査をされているのかどうか伺いしておきたいのは、どういうタイプの方が横領している割合が多いのか、そこら辺の分析というのはなされているんでしょうか。

○最高裁判所長官(代理者)(村田齊志君) お答え申し上げます。

最高裁判所が報告を受けた不正件数、被害総額のいずれにつきましても、親族などの専門的知識を有しない後見人による不正が全体の九割以上を占めておりまして、その原因としては、後見人としての責任あるいは義務、こういったものに関する理解不足、知識不足といった点があるんじゃないかというふうに考えております。

○櫻井充君 ちよつと時間が来たので指摘だけしておきたいと思いますが、今のようことを、僕はちよつと分析が違ふと思っております。それはなぜかというと、分母が違ふからです。どういう分母かというと、親族の方々がどれだけ成年後見人として登録されているのか、そしてその分母に対して何件あるのかということにしたいのかないかと、その専門家であるという方々の件数がどのくらいで、そしてその人たちの割合がどのくらいなのかという分析をしないと、元々その親族の方々がはるかに多ければ、それは多くなるのは当たり前前の話です。

だから、今のところの僕はちよつと分析が違ふと思つていて、もう今日は時間で終わりますが、後では是非数字を出していただきたいのは、その一般の方々の割合がどのくらいで、数がどのくらいで、その中でその不正事案がどのくらいあったのか、その数字を出していただきたい、そのことをちよつと理学会に提出していただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思

います。

○委員長(石川博崇君) ただいまの件は、後刻理学会において協議いたします。

○有田芳生君 立憲民主党・民友会の有田芳生

です。

今日は、入国管理行政についてお聞きをします。

茨城県牛久に東日本入国管理センターがありましたが、昨日、四十代のブラジル人が自殺を図りました。この事実経過についてまずお聞きします。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。

個別事案の詳細につきましてはプライバシーの保護の観点から差し控えていただきますが、御指摘のとおり、昨日、東日本入国管理センターにおきまして自傷事案がございまして、その認知後、直ちに救急車の出動を要請して病院に搬送しておりまして、適切に対処したと承知しております。

○有田芳生君 そういう事実を、周りの収容者たちは、もう限界だ、助けてほしいと、そういう肉声が届いております。

皆さん方は、そういう自殺未遂の事案について、なぜそういうことが起きたのかという分析されているんでしょうか。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。これまでに自殺未遂あるいは自殺の事案が何件か東日本センター等で起こっているところでございます。

こうした案件につきましては、そのたびごとに我々の方で調査を行い、その具体的な原因が何であるのかというようなことについて調べているところでございます。

○有田芳生君 昨日のブラジル人はどのぐらい収容されていたんでしょうか。

○政府参考人(和田雅樹君) 個別の方の特定に関わることにしましては、お答えを差し控えてさせていただきます。

○有田芳生君 そんなこと、何で明らかにしないんですか。何でそういうことを秘密にするんですか。

○政府参考人(和田雅樹君) 死亡事案等、死亡の結果等が発生した事案につきましては後ほどに公表等をするということでございますけれども、本

件に関しましては、死亡等の結果が発生しておりませんし、今後公表するかどうか、どこまでどういうような形で発表するかどうかについて検討させていただきたいというふうに思っております。

○有田芳生君 八か月じゃないですか。何でそんなことが、基本的な事実を明らかにしないんですか。

昨日、自殺未遂があった。その一月前、三十二歳のインド人が自殺しましたね。

○政府参考人(和田雅樹君) 御指摘のとおりでございます。四月十三日に東日本入国管理センターでインド人の被収容者の方の自殺事件が起こっております。

○有田芳生君 収容期間はどのぐらいでしたか。

○政府参考人(和田雅樹君) 九か月でございます。

○有田芳生君 亡くなったなら収容期間を明らかにして、自殺未遂だったから明らかにしない、おかしいじゃないですか。

平成十九年以降、自殺者は何人いますか。

○政府参考人(和田雅樹君) 五名でございます。

○有田芳生君 どういう理由で自殺したと分析されておりますか。

○政府参考人(和田雅樹君) それぞれの事案ごとにその都度調査を行っておりますけれども、自殺といえますのは様々な要因が複合的に影響し合っ

て発生するものでございまして、なかなかその当時の状況から具体的な原因を特定するのは困難であらうかというふうに考えております。

○有田芳生君 困難であつたって検討、分析するのがお仕事じゃないんですか。

自殺が出ました、自殺が出ました、五人です。数の問題じゃないじゃないですか。一人一人の人生が懸かっているんだから、その分析するのは当たり前でしょう。

長期収容と自殺の因果関係というのは分析されたことがありませんか。

○政府参考人(和田雅樹君) 収容期間と自殺の関係につきましては調査の中で検討しておりますところ

でございます。なかなか自殺に至った経緯につきましては一概に言えませんが、平成十九年以降に自殺された五人の方の個々の収容期間、様々でございまして、短い方もいらつしやれば長い方もいらつしやるということで、必ずしも長期収容と自殺との因果関係は認められないのではないかと考えているところでございます。

○有田芳生君 収容されるときに、その期間については当然説明できないわけですよね。実際、どれだけ収容されるかわからない。一か月、二か月、三か月、四か月、多い人は二年、三年収容されていると聞いていますけれども、長い人はどのぐらい収容されているんですか。

○政府参考人(和田雅樹君) 東日本入国管理センターの昨年末の統計で申し上げますと、三年以上収容されている方が三名、二年半以上三年未満の方が八名、二年以上二年半未満の方が十八名、一年半以上二年未満の方が五十九名、一年以上一年半未満の方が八十三名ということになっております。

○有田芳生君 収容者の立場に立てば、どれだけ収容されるかわからない、全くわからない、それが精神的に最も追い込まれる理由だと収容されている方々多くおっしゃっている。そういう声は聞いているらっしゃいますか。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。収容者の方からの様々な御意見はお伺いしているところでございます。

○有田芳生君 聞いてる内容を聞いているんです。○政府参考人(和田雅樹君) 長期収容に対する不満でありますとか仮放免してほしいというような要望でありますとか、そういうようなことを聞いております。

ところでございます。

○有田芳生君 先月自殺された方の事案をきつかけにハンガーストライキが起きたたよね。その方々は何でハンガーストライキをやったのか、その声は聞かれなかったか。

○政府参考人(和田雅樹君) ハンガーストライキを起こした理由等については伺っております。例えば、自殺された方の冥福を祈るといいますか、喪に服するためにハンガーストライキを行ったなどの声も聞いておるところでございます。

○有田芳生君 昨日は自殺未遂、シャワー室。そして、先月自殺、シャワー室。防止対策を取っていないかつたんですか。

○政府参考人(和田雅樹君) シャワー室等につきましては、プライバシーの観点から、その構造上、なかなか見にくいところはあるかと思ひますけれども、この点につきましては今後どのようにするか検討してまいりたいというふうに思っております。

○有田芳生君 長期収容が大きな問題だと思ひますけれども、仮放免制度の柔軟な運用というのはこれから検討されることはありませんか。例えば、ある収容者は、奥様が手術をしたい、で、子供さんがいらつしやる、だから、その間だけでも出してもらえないかということだったんだけれども駄目だった、したがって手術を奥様は延期せざるを得ないという、そういう事案一つ一つ検討されていくことが必要だと思ひますけれども、そういう柔軟な対応というのは検討していただけないでしょうか。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。収容されている方は退去強制令書が発付されている方でございまして、そのほとんどが本来自らの意思で帰国するというものを選択されておるわけでございますが、近年、我が国での稼働でありますとか定住を意図して送還されることを拒否される被収容者の方が相当数存在し、収容期間が長期化しているという現状がございまして、退去強制手続を経て退去強制令書が発付されて

いるわけでございますから、あくまでも我が国から送還することによって収容状態を終息させるべきであると考えておりますが、その上で、健康上の問題で治療が必要な場合、あるいは難民認定申請、行政訴訟の提起、旅券の取得が困難であるなどの事情を有するために速やかな送還見込みが立たないような場合には、人道上の観点から、仮放免制度を弾力的に運用することにより、収容の長期化をできるだけ避けるように柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○有田芳生君 その言葉を実際に実施していただきたいんですね。特に入管行政というのは、前例を踏襲するというよりも、皆さん方、一生懸命お仕事されているんだけれども、前例を踏襲どころか墨守している傾向があるというふうにどうしても見えてしまう。

そういう観点から、次に医療問題についてお聞きをしたいと思っております。
この五年間で収容者の中から死亡者というのは何人出ていますでしょうか。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。平成十九年以降でよろしゅうございまして、うか。

○有田芳生君 平成二十五年。この五年間。

○政府参考人(和田雅樹君) この五年間でございまして、十九年以降で十三名の方という統計でございます。(発言する者あり) 六名でございます。

○有田芳生君 五名ですね、病気で亡くなった方。まあいいです、五名だと私は認識しております。病気で亡くなった方、五名ですね。

それで、具体的に、昨年の三月二十五日に四十七歳のベトナム人がくも膜下出血で亡くなったしておりますけれども、八日前から苦痛を訴えていた。それに対してどのような対応を取られましたか。法務省、昨年の十一月に報告書を出していらつしやいますから明らかだと思っておりますけれども、その経過を簡単に御説明いただきます。

○政府参考人(和田雅樹君) 数日前から痛み等を訴えられるようなことはございまして、その

間、経過観察等をいたしましたり、亡くなられる何日前からのことでございまして。

○委員長(石川博崇君) 直接やり取りはお控えください。

○政府参考人(和田雅樹君) 申し訳ありません。経過でございますが、三月二十五日に死亡が確認された事案でございますが、三月の十八日頃から痛みを訴えられて、職員がこの人に様々、話を聞いたり休養室に移したり、あるいはアイズノンを貸与するなどのことを行っております。また、三月二十一日にも、診療室で電話通訳を介しまして非常勤医師の診療を受けまして、薬等を処方しているところでございます。また、三月二十三日の夜に痛みを訴えまして、休養室に移動しております。その後、経過、容体観察をして、一旦容体が落ち着きましたので単独室に戻したところ、再び容体が変化したということでございまして、その後、反応がなくなり、死亡が確認されたという経緯でございます。

○有田芳生君 要するに、八日前から苦痛を訴えているんだけれども、ちゃんとした治療をできていないんですよ。

もう一つ、具体的に伺います。
平成二十六年三月三十日、四十三歳のカメルーンの男性が東日本入国管理センターで亡くなっております。法務省は病死と言っていますけれども、どういう病気なんですか。ほかは、くも膜下出血だとか肺炎だとか、ずうっと原因が書かれて

いるんだけれども、このカメルーンの男性は病死。どういう病気だったんですか。

○政府参考人(和田雅樹君) 死因でございますが、いろいろなもの複合して合併しておりますので、申し上げますと、高カリウム血症による急性不整脈死、急性腎不全、急性肺水腫、糖尿病性高浸透圧性昏迷、冠攣縮性狭心症による虚血性心疾患、急性不整脈死のいずれか又は合併による急死事案というふうに判断されたものと承知しております。

○有田芳生君 四十代、今、糖尿病をおっしゃいます。

ましたけれども、厚労省に伺いますけれども、四十代で糖尿病で亡くなる人というのは日本全体で今どのぐらいあるんですか。

○政府参考人(酒光一重君) お答えいたします。厚生労働省で、人口動態統計というので死因別の死亡者数を取っております。これの二〇一六年の数字を見ますと、糖尿病が原因でお亡くなりになられた方になりますけれども、全国で一万三千四百八十人、四十歳から四十四歳で見ると九十六人、四十五歳から四十九歳で見ると百五十一人でございます。割合で見ますと、人口十万人当たりで見ますと、全国では一〇・八人、四十歳から四十四歳ですと一・〇人、四十五から四十九歳で見ますと一・七人と、こういうことになっております。

○有田芳生君 だから、極めてまれな状況。だから大臣に伺いたいんですけれども、入国管理局の各施設でやっぱり医療体制が余りにも貧弱過ぎると思うんですよ。

局長、伺いたいんですけれども、入国管理体制の中で、今、医療というのはどういう実態があるんでしょうか。

○政府参考人(和田雅樹君) 医療体制でございますが、東日本入国管理センターでは常勤医師が一名配置されております。そのほか、近隣の医療機関等との契約による非常勤医師とともに平日日中の庁内診療を実施しているところでございます。

また、大村入国管理センター及び東京、名古屋、大阪、横浜の各地方入国管理官署では、近隣の医療機関との契約により、非常勤の医師が定期的に平日日中の庁内診療を行っております。

さらに、西センター及び東京、名古屋及び大阪の各地方入国管理局では、看護師が常勤で勤務しているほか、横浜支局では、平日日中、非常勤の看護師二名が交代で勤務しているという状況でございます。

○有田芳生君 要するに、医療体制が貧困なんです。だから、訴えがあったら外に、外の病院に行かなければいけない。だけれども、申し入れ

たつてすぐに連れていくてくれないという苦情が収容者たちには多いんですね。あるいは、外の病院に行くときに手錠をして腰縄を付ける。これはちょっとやり過ぎじゃないか、動物扱いしているんじゃないか、犯罪人扱いしているんじゃないかという声がある。

病院に行くのに手錠、腰縄というのは必要なんですか。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。保安上の理由から、外部医療機関への連行時には原則戒具を使用しているところでございますが、被収容者の症状でありますとか状況等によっては戒具を使用しないということもございまして、また、連行時に戒具を使用する場合には、手錠には手錠カバールを施し、手錠が人目に触れさせないようにするほか、病院施設内の動線をできる限り一般の方との接触を避けるなどの配慮をしているところでございます。

○有田芳生君 妊婦さんとか女性の場合は手錠、腰縄はしないわけですね。だから、男性についても、やはりその人を見て具体的に人権的な配慮をしていただきたいというふうに思うんですよ。

やはり、入管行政というのは国際人権基準に基づいてこれまでも批判をされてきたんだけれども、そういうことのないような改善を是非行っていたきたいということ。

そして、大臣に、やはり医療の体制をもっと充実させることが必要だと思う。その予算化というのを今後検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(上川陽子君) 収容していらつしやる方々の心身の状態につきまして、適切に医療的な対応策を施すことは大変重要なことでありまして、そのための体制についても十分なる体制ができるように日々努めているところでございまして、けれども、まだまだということもございまして、委員御指摘のように必要なる人的、物的体制の整備、これにつきましては努力をまいりたいという

ふうに思っております。

とりわけ、常勤の医師の確保、これにつきましては大変苦慮している状況でございます。その分、その常勤の医師の代わりとして近隣の医療機関から派遣をしていただきまして、交代で日々来診をしていただいているという状況でございます。また、先ほど来、常勤の看護師、そして入国警備官におきましても准看の資格を取る等、いろいろな形でトータルの体制整備についても努力しているところでございますが、いずれにしても、心身の健康な状態を保っていくというのは、これは大変重要なことであるということでございますので、委員御指摘のように、十分なる体制ができるように最善の努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○有田芳生君 北朝鮮の漂着船が日本海側に昨年秋、特にいっぱいやってきましたけれども、北海道の松前に上陸した事案について警察に、結論だけ、どういふことだったのか教えてください。

○委員長(石川博崇君) 時間ですので、お答えは簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(小島裕史君) お尋ねの件でございますけれども、昨年、平成二十九年十一月二十八日、北海道警察のヘリが上空をパトロール中に松前小島にて木造船が漂着していることを発見し、その際、発見された当該木造船の船長ら乗組員につきまして、十二月九日、船長ら三名を窃盗罪で逮捕するなど、入国管理局等の関係機関と連携して処分、対応を実施したというものでございます。

○有田芳生君 そのときの一人が結核であるということが明らかに、入国警備官が、延べ百人を超えたんでしょうか、その病院の病室の前で逃亡することがないように二十四時間きちんと見ていた。そういう地道なお仕事も入国警備官やっていらつしやるということをもっともっと知られていいんだと。

改善しなければいけないことは多いんだけれども、そういう地道な努力をなさっているというこ

とも是非多くの方に知っていただきたいということをお伝えしまして、質問を終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

今日は、政府が検討している更なる外国人労働力、労働者受入れについてお尋ねをしたいと思っております。

報道では、皆さんには朝日新聞の四月十八日付けをお配りしましたが、「技能実習後も五年就労」、あるいは「技能実習を経験してなくても、実習修了者と同水準の技能を身につけている人らにも道を開く」と、こういう報道がされているわけです。これは二月二十日の経済財政諮問会議における総理指示に基づくものとお伺いをいたしました。

二枚目に法務省提出の資料をお配りをしていますが、まずお尋ねをしたいのは、この総理指示というのがどのようなものか、そして、現在の技能実習制度に指摘をされている低賃金や劣悪な労働環境について、政府としてどういう検証を行った上でこの総理指示に至ったのか、ここをまず御説明いただけますか。

○政府参考人(大島一博君) お答えいたします。我が国の有効求人倍率は四十三年ぶりの高い水準になりました、分野によっては深刻な人手不足が生じています。こうした中、この五年間で我が国の雇用者数は三百万人程度増加しております、うち二割の六十万人が外国人です。しかし、その内訳を見ますと、就労目的の在留資格でない留学生のアルバイトなどの資格外活動、そして技能実習生が半分以上を占めている状況にあります。こうしたことを踏まえ、内閣府として外国人労働力を経済財政諮問会議の議題として取り上げることと至っております。

その議題を取り上げました二月二十日の経済財政諮問会議におきましては、我が国の外国人人材の受入れにつきまして、民間議員から、真に必要な分野に限った新しい制度について政府として真剣に考える時期に来ていると、技能労働者

に対する現在の入国管理の制度が適切かどうか再検討する時期に来ているといった議論がありました。

こうした議論を踏まえて、会議の最後に総理から、専門的、技術的な外国人受入れの制度の在り方について早急に検討を進める必要があると御発言があったものでございます。

○仁比聡平君 深刻な人手不足状況というのは、それはそうなんだろうと思うわけですが、その下で、今年の夏に方向性を示すためと、この時期の目的が法務省の資料にも出ていますが、これは骨太方針に反映させるといふような、こういう目標で行っているわけですか。

○政府参考人(大島一博君) 総理の御発言の中では、制度改正の具体的な検討を進め、今年の夏に方向性を示したいと考えているとございます。骨太方針は例年六月頃に策定をしております、状況次第ということと考えております。

○仁比聡平君 という極めて性急な指示がされ、この資料以降開かれていたタスクフォースの開催状況がありますけれども、矢継ぎ早に九回という回数を重ねているわけなんです。

先ほど御答弁の中に、民間議員から現在の制度が適切かどうかという発言があったということですが、改めて確認をしますけれども、これまでの技能実習制度が抱えている人権侵害あるいは劣悪な労働環境、その下で極めて深刻な失踪というような状況がこの委員会でも度々繰り返しの問題になってきたが、この検証というのは、この総理指示の前に、総理指示が行われるまでにこれ検討されたんですか。

○政府参考人(大島一博君) 諮問会議におきましては承知しております。

○仁比聡平君 重大な問題だと思っております。重大な人権侵害があり、失踪状況は、皆さん、平成二十九年で七千人を超えるんですよ。そこにまともな検証もなく、とにかく人手不足だから入れ入れると、それは乱暴でしょう。

この設置目的のところにありますように、一定の専

門性、技能を有する外国人材の受入れを進めるといふ観点で示されていますが、これ法務省にお尋ねしますけれども、これ、一定の専門性、技能というのは、この報道などでも指摘をされていますけれども、技能実習の修了だとか、あるいはそれと同水準の技能ということとこれ無関係なんです。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。外国人材の受入れにつきましては御指摘のような報道がなされていることは承知しておりますが、現在議論を行っておりますタスクフォースにおきまして、受入れ対象者に求める専門性や技能の程度など様々な検討が行われているところでございます。具体的な受入れ対象者については検討中でございますが、技能実習を修了した者を対象とすることの適否も含めて検討を行っているところでございます。

○仁比聡平君 適否も含めて検討を行っている。つまり、技能実習修了生ということが、あるいはそれと同水準ということがテーブルに上っているわけでしょう。ワン・オブ・ゼムというお言葉も担当者から昨夜伺いましたけれども、局長、そういうことですね。

○政府参考人(和田雅樹君) 検討の対象には上っております。

○仁比聡平君 大臣、おかしいと思いませんか。大臣、二月十五日の御答弁で、外国人労働者の受入れは技能実習制度とは別に議論をされるべきものであるというふうに、これまで繰り返してこられた建前を御答弁されているんですが、けれども、実際、人手不足で苦しんでいる中小企業関係とか、あるいは後は議論したいと思いますが建設や農業、介護、こうしたところでは、とにかく人手不足状態に対する、これを解消するための労働力確保策としてこれを求められている、それが実際と。実際、これまで建設分野で技能実習の修了者、これを二〇二〇年のオリンピック、パリリンピックなどの建設需要に対応するための特定活動というところで受け入れてきたという現実もあ

るわけなんですね。

技能実習で技能を獲得しているとか、せっかく育てた戦力だというような言葉も飛び交っているわけですが、これも、技能実習を含めてこういうタスクフォースで具体化をしようと、夏までには結論を出そうと言いつつ、これ検証しない、これまでの技能実習制度が抱えている重大問題について、これ、おかしいと思いませんか。

○国務大臣(上川陽子君) 技能実習生の問題につきましては、失踪者数、これが増加傾向にあるということでごさいます、法務省としてもこうした事態を重く受け止めているところでござい

ます。昨年、新しい新制度が施行されました、送り出し国との政府間の取決めにによりまして、手数料等を不当に徴収する送り出し機関を排除することとしております。また、いわゆる技能実習法におきましては、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制によりまして団体や事業者を直接規制することができるよう枠組みを構築しているほか、人権侵害の禁止規定や罰則、相談受付体制の整備等を規定しております、これらにより制度の適正化を図り、失踪の防止に努めていかなければならないというふうに考えております。

今回のタスクフォースにおきましては、現在生じている深刻な人手不足に対応するため、専門的、技術的分野における外国人受入れ制度の在り方につきまして制度改正の具体的な検討を早急に進めるということをごさいます、先ほど来の方答弁がございましたとおり、本年の夏に基本的な方向性につきまして結論を得るべく、現在、関係省庁とともに議論を行っているところでござい

ます。今回のタスクフォースでの新たな外国人材の受入れの検討に当たりましては、当然のことながら、技能実習制度において課題とされている失踪の発生等に係る防止策を講ずる必要があるというふうにも考えているところでござい

ます。タスクフォースにおきましては、受け入れる外国人材の保護のため、外国人材から保証金を徴収する等の悪質な仲介業者等の介入を防止するための方策につきまして議論されているほか、外国人材の円滑な受入れと活動を可能とするための適切な在留管理、また支援体制を構築することなどが議論されていると承知をしております。

今回の新しい受入れ制度におきましては、技能実習制度において課題とされた失踪あるいは人権侵害、こうしたことが生じないように、しっかりとした対応策につきまして講じてまい

る所存でございます。○仁比聡平君 ちよつとびっくりする御答弁なんです。

今大臣がお話になったような適正化の取組、この御指摘になったような要素は、これまでずつと議論されてきたんですよ。実際、技能実習機構をつくるという法改正も行われて、実際に動き始めているでしょう。ところが、その下で現実

に異様な急増をしているというのが技能実習生の失踪者じゃありませんか。先ほど重く認識しているという御趣旨ありましたが、ちよつとそれな数字確認しますけど、失踪者は平成二十四年、こ

こでも大変でしたけど二千五百人ですよ。ところが、昨年、平成二十九年は七千八百九十九人ですよ。これ、増え方が異常でしよう。しかも、七千人を超え

るという。この中で、失踪した技能実習生がなぜ失踪したのかと、これ網羅的とは私思ひませんけれども、法務省が退去強制手続において聞き取りをしたという調査があり

ますけれども、最低賃金以下、指導が厳しい、帰国を強制されたとか暴行を受けた、こういうような実態が現実

に起こっているわけですよ。これを正そうと、それはもちろんしてき

ましたよ。ところが、現実には失踪者が急増しているという下で、今年の夏までにすよ、これを生じな

いような防止策を図るって、それ本当にそんなことができるんですか。ちよつと私は信じられないん

だけども。ちよつと個別伺いますが、三枚目の資料に、お

分かりのように、この失踪者がぬきんでて多いのが農業の関

係二千二百七人、それから建設関係二千五百八十二人です。これらの分野では、人手不足

だからということ、先ほど御紹介をしたように、受入れを拡大しようという政策が次々

と行われてきました。その下で、こういう失踪というこ

とに象徴される事態が起こっている。これをどう認識して、これ取組んでいくというのか。

これは国土交通省にまず伺いたいと思いますけれども、こ

こまで来たら、建設業法を始めとした業法に基づく実施機関あるいは監理団体の監督指導をこれ行

うべきじゃないんですか。○政府参考人(鈴木英二郎君) 建設分野におきま

して技能実習の失踪者が多数出ているというよう

な問題が生じておることについては、これは誠に遺憾なことだと考えてござい

ます。これに對しましては、昨年十一月に施行され

ました技能実習法におきまして、国土交通大臣は事業所管大臣として関与できるとい

うことに制度が変わりました。具体的には、建設分野などの特定

の業種に係る事業協議会を組織しまして、技能実習生の保護に関する取組につ

いての協議を行うことができるとい

うことになったわけでございます。これに基づきまして、さきの三月二十六日に

国土交通省におきまして第一回の建設分野技能実習に関する事業協議会を開

催いたしました。関係します元請団体、専門工事団体、それから外国人

技能実習機構などに参加いただきまして、母国語相談の実施状況を始めと

しまして技能実習生に對し

ます支援や保護に関する取組の紹介、それから失

踪の発生状況を踏まえた注意喚起を行うなど、制

度の現状や課題を共有したところでござい

ます。国土交通省といたしましては、引き続き、法務

省などの関係省庁と連携いたしまして、建設業法

を所管する立場から適正な技能実習の実施に協力

してまいりたいと考えてござい

ます。○仁比聡平君 結局、パンフを作りました、周知

しますというだけなんです。それが現状なん

ですよ、大臣。その下で、今年の夏までにと、骨太に反映さ

せるなんて言

されない限り、新たな受入れ策の拡大ということ
は、これはあり得ないと。
今後、また機会を見て議論をさせていただき
たいと思います。どうぞよろしく願います。

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。
お配りしました三枚の資料を参考にしてい
たきながら、この四月以降問題となつてお
ります漫画村などネット上での海賊版サイ
トの遮断、通称「ブロック」について質問
させていただきます。

昨日のNHKのニュースでも報道されまし
た、また経団連がデジタル省の創立を提言
もしており、お配りしました新聞の見出し
は、「法整備なし 民間にリスク転嫁」だ
とか「漫画村」捜査に着手」などと各分
野が入り組んでおりまして、分かつら
い問題ですので、整理しながら質問を
させていただきます。

まず、漫画などを無断でインターネットに
掲載する、これは著作権法違反です。中
には発売日前の作品もあったりしま
すから取り締まらなくてはならない
のですが、技術的に極めて困難という
現実があります。もう一つ、それらを
無料で読むことが違反行為だとい
う認識がユーザー側に徹底し
ておりませんので、捕まらな
いなら罪の意識も持たなくて
いいだろうという、こういった
ユーザー側の問題もあります。漫画は
無料でネットで読む時代だと思
われているユーザーもいらつし
やいます。

こうした背景ではございますが、日本の
産業の稼ぎ頭の一つとなっております
コンテンツ産業、著作権や財産権とい
ったものを、保護は大変必要
不可欠でありまして、無料である
ことを望むユーザー側の要求と
どのようにバランスを取りなが
ら満たしていくか、これ早急に
法整備も含めて問題解決が必
要だと考えております。

まず、法務省、政府参考人の方に、
本件の発端となりました、刑法三十七
条を基に行いました二〇一一年
の児童ポルノ配信ブロック緊急
対策について質問いたします。

刑法の緊急避難は、生命の危機、危険など
切迫した状況からやむを得ず避難する
ときに適用されると示されていま
す。これを児童ポルノの人権擁護に
応用できると解釈し、緊急避難とし
てブロック、遮断ですね、が執行
されたこと聞いておりますが、問
題なのは、インターネット接続事
業者、ISP、通称プロバイダー
ですが、この方々が児童ポルノ購
入にアクセスしてくる人たちが誰
なのかというのを突き止め、その
通信を遮断する、ブロック、これ
は電気通信事業法第四条及び憲
法二十一条二項にあります通信の
秘密に違反していることになりま
す。つまり、接続業者が捕まる
可能性があるということ、刑事罰
に値する。

こうした相反する状況をどのように
例外として、刑法をどうやって
児童ポルノブロックに適用され
たのか、そして、現在はこの
やり方はまだ生きているのかとい
うことを御説明お願いいたしま
す。

○政府参考人(古市裕久君) お答え
いたします。児童ポルノのブロッ
ッキングは、インターネット上
で児童ポルノが流通し、児童の
権利が著しく侵害されている状
況に対応するための対策として
整理を行ったものであり、平成
二十三年に開始し、現在も引き
続き実施されているものでござ
います。

具体的には、犯罪対策閣僚会議にお
いて、インターネット利用者の
通信の秘密や表現の自由に不当
な影響を及ぼさない運用に配慮
しつつ、ISP等の関連事業者が
自主的に実施することが可能と
なるよう対策を講じることとさ
れたことを受けて、民間事業者
が自主的な取組として実施して
いるものでございます。

ブロックは通信の秘密を形式的には
侵害する行為ですが、児童の
権利に対する著しい侵害が現
に発生しており、他の方法では
十分な保護ができない状況にお
いては、刑法第三十七條の緊急
避難の要件を満たし、その違法
性が阻却されるものと考えられ
ると整理されているところでござ
います。

ます。

○石井苗子君 よく分かりました。

児童ポルノのような人権擁護の緊急
性、今回の漫画村のようなコン
텐츠産業の財産権の保護という
ものを同列にして考えると市場
が混乱いたします。資料の五月
十四日の新聞報道は、福岡県
警が著作権侵害容疑で漫画村
捜査に着手したとあります。資
料の二は、NTTグループがブ
ロックに踏み切ると発表すれば
それを差し止めるという訴訟が
提起されたこと書いてあります。

確かに、これまでの出版社など
からの報告によりますと、被害
総額、六か月で三千九百九十二
億、不法にアクセスしてくる
アクセス数は六億一千九百万
件と数字が大変大きいので緊急
救済の声が高まったというこ
とは理解できますが、しかし
被害が大きければブロック、
遮断すればいいというのは、
先ほどのISPなどの民間会
社に対して配慮がなさ過ぎる、
大変乱暴なやり方だと思われ
ます。プロバイダーと呼ばれて
いる方々です。先ほどの犯罪
を犯してしまう危険性にある
というこの配慮がなされてい
たのか、今回の漫画村に
関してです。

四月の十三日の官邸大
会議室で八時二十五分
から開催されました知的財産
戦略本部会合、犯罪対策閣
僚会議、全閣僚が集まった
そうですが、この著作権保護
について今回もブロック
でいこうと判断されたのか、
そのときのISPなどの民間
企業の法律違反への保護への
配慮はどう審議されました
か、お答えください。

○政府参考人(住田孝之君) 御指
摘の点でございます。ま
すけれども、御指摘のとおり、
昨今、我が国の漫画、アニメ
などを違法に掲載したイン
ターネット上の海賊版サイ
トの被害が急速に拡大したとい
うことを踏まえまして、先般、
四月十三日、御指摘のとおり、
知財本部・犯罪対策閣僚会
議におきまして、イン
ターネット上の海賊版サイ
トに対する緊急対策を決定
したところでございます。

今回の緊急対策におきま
しては、まず、こうした悪
質な海賊版サイトのブロッ
ッキングに関する考

え方の整理をいたしまして、その
上で、法制度整備が行われる
までの間の臨時的かつ緊急的な
措置として、民間事業者による
自主的な取組として三つのサイ
ト及びこれと同一とみなされ
るサイトに限定してブロッ
ッキングを行うことが適当と考
えられますというふうに考
え方を整理したものでござ
います。

御指摘をいただきました緊急
避難につきましては、今回の
緊急対策におきましては、ブ
ロックは通信の秘密を形式的に
侵害する可能性があるけれど
も、仮にそうだとすると、刑
法第三十七條の緊急避難の
要件、現在の危険、補充性、
法益権衡、この三つの要件を
満たす場合には違法性が阻
却されるものと考えられるとい
うふうにしており、この決定
自体は知財本部・犯罪対策
閣僚会議の決定ということで
ございます。

また、実際に個々のサイ
トが緊急避難の構成要件に
該当するかどうかということに
つきましては、ブロックの
実施も含めて、その段階で判
断は一義的には各事業者等
の関係者によって行われ
るものと考えてございま
す。

個々の事例につきま
して、それが構成要件に
該当するかどうかというこ
とにつきましては、最終
的には司法判断に委ねられ
るというふうに考えて
いるところでございま
す。

○石井苗子君 前回は
今回も、事業者側は自主
的判断に任せると。もう
この三つのサイトはNTT
がブロックすると言った
途端に消えてしまつた
わけです。また新しいサイ
トがぽこぽこ生まれて
くるということなんです
が、事業者側からしま
すと、憲法で保障されて
いる通信の内容はのぞか
ない、通信の秘密は死
守するんだということ
と、財産権への権利侵
害を守るためにブロッ
ッキングをするという、
双方をよしとするとい
うのは、これはダブル
スタンダードだと思
います。事業者に向
けて政府は、はつきり
要請はしていないのだ
と、しかし何となくそ
んたくをしなさいとい
ったニュアンスで、少
しやり方がずるいと思
われます。

何か問題が起きたら司法で裁けばいいと先ほどおっしゃいましたが、政府としてこれは少し無責任ではないかと思うのですが、司法が判断するものでいいから、個々のことは、問題はそのときになつてからというところまでほつておいていいとお考えかどうか、総務省が法務省か内閣府か、お答えいただけると思います。

○政府参考人(住田孝之君) 先ほどお答えをさせていただきまして、今回の緊急対策では、特に悪質な海賊版サイトのブロックキングに関する考え方の整理をまずいたしまして、その上で、民間事業者による自主的な取組として、三つのサイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロックキングを行うことが適当と考えられるという政府としての考え方を示したものでございます。これを踏まえまして、実際にブロックキングを実施するかどうかにつきましては各事業者等の関係者の判断に委ねたものでございます。

一般的に、個別事案についての違法性の判断、これは最終的には司法において行われると、これが基本的な原則だというふうに考えてございます。

○石井苗子君 そうなんです。民間事業者に対しては非常に曖昧な態度でして、この度NTTというグループが、大手がブロックキングに踏み切ると発表したことが波紋を呼んだのでありまして、これは漫画村に関しての問題意識だけではなくて、もう一つこのブロックキングに関しては問題があります。

こうした判断が、ブロックキングですね、よしとすることが横行していくと検閲国家になつていくんではないかという懸念が背景にありまして、先ほど申しましたように、漫画村というのは、ほかにも二つもありますけれども、それはもう既にアクセスができなくなっています。すぐ別のサイトが出現して巧みにそちらがアクセスできるようにするとか、先ほど技術的に取締りがしにくいと言いましたが、海外の経営者も多いということがここにまたかんでございます。

ブロックキングはコンテンツ産業保護の解決になつておりません。こうした現状を承知していらつちやつて、また、法整備をするまでの緊急避難の対策としてブロックキングが適切だと思つていらつちやるようですが、これはいつまでその判断でおやりになるおつもりでしょうか、お答えください。

○政府参考人(住田孝之君) このいつまでというお話でございますけれども、今回は緊急対策ということで、法制度整備までの臨時的かつ緊急的な対応ということでございます。

したがって、引き続き、状況の変化を踏まえながら、民間事業者の御判断におきまして適切な対応がされることを期待をしておるところでございますが、政府といたしまして、やはり必要な法制度整備の議論、これを進めていくと、迅速に進めていきたいというふうに考えてございますし、さらには広告対策、その他の資金源対策、あるいは正規版流通の促進といったようなことも含めまして、より実効性のある海賊版対策につきまして、関係省庁と協力しながら検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○石井苗子君 電気通信事業者たちはデータの秘密保持を必死で守ってきました。政府に対する、こういったブロックキングというものがもし横行するようになれば、検閲国家になつていかないかという不安をおおつてはいけなかつたと思うんです。問題解決には、市場の変化における過去の経験を活用して法整備をしていけば、まだ間に合うと思ひます。例えば、音楽業界の無料ダウンロードの解決方法というのがありました。これを生かしたり、ニコ動というのがありましたけれども、今YouTubeに全部持っていかれてしまいましたけれども、こういう苦い経験というの、今から法整備をしていけばまだ余地があると私は考えます。

日本のゲーム市場というのは、昔、一個三千円のゲームというのがあつたんですが、無料になりましたが、モデルの切替えというのをやりまし

た。もうちょっといいものだったらモデルを切替えて売れませんかというやり方なんです。こうした商法で顧客を増やしてまいりまして、一兆円を超えた利益を打ち出したという成功例があります。

漫画コンテンツというのこれはもう例外ではないわけですが、今こうしたこの変革のタイミングにあると思うんですね、コンテンツ産業を守るということにおいて、ゲームとも同じように、売れる形式に変えていくプランニングというのはたくさんまだ残っているわけで、閉鎖的な密室の政府のブラックボックスの中でブロックキングということ先例にしていこうというのは大変危険だと思います。ブロックキング以外に議論もあるのですから、議論を進めていくべきでもありますし、私は今こそ王道で筋の通つた立法で政策を考えるのが必要だと思います。

ブロックキングをしてもいいという法整備もつくれますし、正当であればですね、そのほか、ブロックキングをしていい管轄法とか民事法の改正とかあると思うんですが、ちよつと調べましたら、一般社団法人でそういった情報の法制度を研究している機関というのもありまして、こうしたところを招集して、これから会議を開いて、是非このコンテンツ産業を守る、著作権とか財産権ですね、この法整備を知恵を絞り出して、会議を設けて、法整備に踏み出していただきたいと思うんですが、総括して法務大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(上川陽子君) 平成三十年の四月十三日に、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議が行われて、この席におきまして、海賊版サイトに對するブロックキングにつきまして、今後、法的根拠を明確にするため、通信の秘密、知る権利との関係を含む法的論点について検討を行い、関係者の御理解を得つつ、次期通常国会を目指し、速やかに法制度の整備に向けて検討を行うこととされたものというふうに承知をしております。

の法制度整備の検討につきまして、必要に応じて協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○石井苗子君 国がやる大事な仕事だと思ひます。是非よろしく願ひいたします。

終わります。ありがとうございました。

○糸数慶子君 沖縄の風、糸数慶子です。

選択的夫婦別姓と入管の収容者の扱いについて伺ひます。

まず、選択的夫婦別姓について伺ひたいと思います。

五月十日、第二次となる別姓訴訟が提起されました。名前を名のり続けたいだけなのに裁判までしなければならぬ状況を、立法院に一人としてふがいなく、また、法制審答申から二十二年を経て立法化できない、このような状況を何とか変えていきたいという思いで、繰り返しになりますが質問させていただきます。

上川大臣は、四月十二日の本委員会、「選択的夫婦別氏制度の導入につきましては、我が国の家族の在り方に関わる重要な問題であるということから社会的なコンセンサスを果たす必要がある」と答弁をされました。正直申し上げ、何を意味するのか理解できませんでした。

まず、家族の在り方に関わる重要な問題が憲法で保障された個人の尊厳より重要ということなのか。上川大臣にお伺ひいたします。

○国務大臣(上川陽子君) 委員御指摘のとおり、私は、四月十二日の法務委員会におきまして、選択的夫婦別氏制度の導入につきまして、我が国の家族の在り方に関わる重要な問題であることから社会的なコンセンサスを果たす上で必要があるという答弁をしたところでございます。

この答弁につきましては、御質問にございました、家族の在り方に関する問題、これは憲法上の個人の尊厳よりも重要であると、こうした趣旨を含むものではございません。

また、平成二十七年十二月の最高裁判決におきまして、現行の夫婦同氏を定める民法第七百五十

条の規定は憲法に違反しないという判断が示されておりまして、法務省といたしましても同様の理解をしているところでございます。

私も、個人を尊重するということは極めて重要であるというふうに考えております。その上で、選択的夫婦別氏制度を導入すべきか否かにつきましては、我が国の家族の在り方に関わる重要な問題でございます。個人が尊重されるということから直ちに結論を導くということが出来るものではないというふうにも考えているところでございます。

○糸数慶子君 先ほども申し上げましたけれども、やはり今、この法制審の答申から二十二年経ても立法化できないということ、それから、これは個人の自由で選ぶ権利ということを与える、それがなぜできないのか。

これまでの答弁の中でも、社会的なコンセンサスを導く上ということも答弁をされました。世論の動向ということもおっしゃったんですけれども、これまでの答弁の中から、やはりこの社会的なコンセンサスを導く上ということはその世論の動向とどう違うのか、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(上川陽子君) 私が、四月十二日におきましてこの法務委員会、選択的夫婦別氏制度の導入につきまして、社会的なコンセンサスを導く上で行う必要があると答弁をしたところでございます。このことにつきましては、国民の皆様が、大方の御理解を得て行うことというのが必要ではないかと、こういう意味で申し上げたところでございます。

その意味では、社会的なコンセンサスが得られているかどうかを判断する上で、世論調査の結果としての世論の動向につきましては重要な要素であるというふうに思っているところでございます。が、選択的夫婦別氏制度の導入につきましては、賛成する側、また反対する側のそれぞれが論拠とするところなども総合的に考慮しながら、なお慎重に検討することが重要であるというふうに考えているところでございます。

ているところでございます。

○糸数慶子君 夫婦同姓しか認めない現行制度は、法律婚を諦めさせ事実婚に向かわせるわけですから、法律婚の推奨という婚姻制度の目的に逆行するのではないかとこの質問に対して、重く受け止めているというふうに答弁をされながら、様々な考え方を踏まえて総合的に検討すべきものと、これまた抽象的で分かりにくい答弁をされました。

具体的な不都合や不利益を示した上で法改正を求めている当事者に対して、様々な意見があるなどと答えていらつしやるのは極めて不誠実であり、法律を所管する法務大臣の答弁としては不適切であるというふうに申し上げまして、次の質問に入りたいと思ひます。

次に、入管について伺ひます。東京入国管理局でのトルコ人男性への処遇について伺ひたいと思ひます。

二〇一八年四月二十二日の共同通信配信で、「入管が症状放置隠しで虚偽記載か トルコ男性を一カ月受診させず」という見出しの記事がありました。この記事では、東京入国管理局で、昨年、トルコ人男性被收容者が虫垂炎の手術の後、患部の痛みを訴えたのに対して、職員が約一か月間診療を受けさせず放置したこと、その上で、診療に関する手続文書に虚偽の発症日を記載した疑いがあるということが書かれています。

これに對しまして、上川大臣は四月二十四日の閣議後の記者会見で、入国管理局に事実関係について確認させたとのことで、手術後の経過の過程の中で医師の診療及び投薬の確認を都合二回受けさせており、男性からの診療申出に係る書面について、虚偽記載はなかった旨の説明をされております。

これに關しましてまず伺ひたいしますが、入国管理局の収容施設では、被收容者が体調を崩して医師の診療を希望する際、診療申出書に申出を書かせることになっていることですが、この申出書の用紙は収容スペースのどこにあるのか。

しょうか。被收容者が手を伸ばせばすぐに取れるところにあるのでしょうか、お伺ひたいします。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。被收容者申出書は事務所で保管しておりまして、被收容者の申出内容を前もって確認した上で、当該申出書を本人に手渡すということになっております。

○糸数慶子君 この被收容者は、六月三日の朝、腹部の痛みを職員に訴え、翌四日午後緊急手術のために入院し、一週間後の十一日に退院し、その後、少なくとも六月後半から七月初めに本人が腹部の痛みを訴えていることが代理人や支援者に確認されております。しかし、診療前日の七月二十三日付けの診療申出書まで、この申出書には一昨日から腹部に痛みがある等と記載されているのですが、術後、退院から七月二十三日付けの診療申出書まで、手術後の痛み、うみ、吐き氣に関する訴えが記載された診療申出書は存在しないとして開示されていないこととあります。

手術後の痛みを訴える被收容者に申出書を手渡されるまで一月ほど掛かっているようですが、なぜ診療申出書が被收容者の手の届くところに置いておかないのでしょうか。被收容者は医師の診療を望むときに申出書に記載する自由すらないというところなのではないでしょうか。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。まず、お尋ねのあった事案についてでございますが、手術後一か月を経過するまで何ら医師の診療を受けさせず、また申出書を手交するまでに一か月も掛かったという事実はないということにつきまして申し上げます。

その上で、全国の入国管理局の収容施設では、被收容者から何らかの申出があります場合には、前もってその内容を聴取した上で被收容者申出書を手渡し、被收容者が必要な事項を記入した後に提出を受け、その申出内容への対応を個別に判断しているところでございます。

診療の申出につきましても同様の流れになります。が、一部の地方入管では、あらかじめ本人から

訴えのあった体調不良の状況でありますとか疾病に係る症状を看守勤務者が具体的に聞き取り、その内容を記録化したしまして、医療従事者と共有いたしまして、診療日時の調整を図った上で被收容者申出書を交付するという取扱いになっているという例もあります。その申出内容によりましては、被收容者の最初の申出から被收容者申出書を交付するまでにしたいがままに一定の期間を要するというものもございまして、そのような場合でございまして、被收容者の個々の状況に踏まえて適切に対応しているものでございます。

もともと、御指摘のございましたように、被收容者の申出時期等をより明確にすべきであるという観点から、被收容者が最初に診療希望を申し出た時点で速やかに申出書を手交すべきであるという御意見も頂戴しているところでございまして、被收容者の医療アクセスを改善するという見地から今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○糸数慶子君 今、私の質問に対してそういう事案はないということですが、大臣はこの入国管理局に事実関係について確認させたとのことで、診療申出に係る書面について虚偽記載はなかったとおっしゃっていらつしやいますが、この件について入国者收容所等視察委員会による調査は予定しているのでしょうか、お伺ひたいします。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。今お尋ねのございましたトルコ人の方の案件につきましては、五月の八日、本月八日に開催されました東日本地区入国者收容所等視察委員会におきまして、当局側から事案の概要を報告しております。今後の対応につきましては、同委員会において適切に判断されるものと考えているところでございます。

○糸数慶子君 先ほども質問がございました、和田委員からもございましたけれども、二〇一八年四月の十三日に、茨城県牛久市の東日本入国管理センターでインド国籍の方が自殺したと見られる

というその報道についてお伺いをしたいと思います。

この事件の調査はどのようなになっているのでしょうか。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。

これまでに、警察からは検視結果についての説明を受けまして、本人が居室などに残っていた所持品を調査するとともに、当時において看守業務に当たっていた入国警備官から聴取しております。その後も、同じ居室に収容されていた被収容者でありますとか本人の関係者などから順次事情を聞くなどして、自殺の理由、動機について鋭意調査を進めているところでございます。

○糸数慶子君 この件に関しまして、視察委員会による独自調査はされないのでしょうか。

○政府参考人(和田雅樹君) お答えいたします。

ただいまお尋ねのございましたインドの方の事案につきましても、本月の八日に開催されました東日本地区入国者収容所等視察委員会におきまして当局の方から事案の概要を報告しておりますので、今後の対応につきましては同委員会におきまして適切に判断されるものと考えているところでございます。

○糸数慶子君 私は、二〇一四年の六月の五日に当委員会でのような質問をいたしました。

次に、入管の視察委員会の事務局は入国管理局が担当しているということですが、二〇一三年の六月二十八日、国連の拷問等禁止委員会、日本政府に対して、入国者収容所等視察委員会に対して、収容施設を効果的に監視するための十分な資源と権限を与え、収容されている移民又は庇護申請者からの不服申立てを受理し、審査できるようにするため、その独立性、そして権限及び有効性を強化することの勧告を出しております。この勧告を受けて法務省ではどのような検討がなされているのか、お伺いしますというふうに質問いたしました。

これに対しまして法務省は、拷問禁止委員会の指摘も十分尊重しつつ、視察委員会の委員の方々

の御意見も伺いながら、同委員会がその役割を適切に果たすことができるよう運用の確保に努めてまいりたいと考えておりますというふうに答えていますが、今の回答を聞いておりますと、視察委員会がその役割を適切に果たしているように思えません。視察する側の事務局を担っているのが視察される側と同じ入国管理局というのは、公正かつ効果的な視察ができないのではないのでしょうか。

そして、視察委員会の制度を改め、独立した組織で行うべきだと思いますが、法務大臣の御見解を最後にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(上川陽子君) 先ほど入管局長から答弁をいたしましたとおり、様々な案件につきましても、今回の案件につきましても視察委員会において報告をし、また適切に判断していただく、こうした流れになっているところでございます。

委員御指摘のとおり、平成二十五年六月に国連の拷問禁止委員会、こちらの方から入国者収容所等視察委員会の独立性、また権限及び有効性、この強化については指摘をいただいたところでございます。

この委員の任命につきまして法務大臣が行うということになっておりますが、その人選に当たっては、委員が特定の者に偏らないようにするとともに、選任方法が恣意的なものにならないようにするため、公私の団体から推薦を得て行っております。また、視察委員会の運営も独立した形で行われているということでございます。同委員会の第三者性は十分に担保されているものというふうに考えております。

また、収容施設の視察、また被収容者との面接に当たりましては、入国者収容所長等は必要な協力を行わなければならないというふうにされておりました。被収容者が処遇に関して、また意見、また御提案、こうしたものを書面で投函できるための措置として、提案箱におきましては原則として委員が開封するということとされているなど、委員が直接、被収容者の意見等を把握できるよう

に運用されているところでございます。

さらに、視察委員会からの御意見につきまして、入国者収容所長等におきまして、できる限り施設運営に反映させるようにしっかりと配慮をし、対応可能なものから順次措置をしているところでございます。

法務省といたしましては、現行制度の下でも視察委員会が独立した立場で効果的な活動をできるようにしっかりと考えておりまして、こうしたことを更に適切な運用ができるように努めてまいりたいと思います。

引き続き、拷問禁止委員会の御指摘も十分に尊重しながら、視察委員会の委員の方々の御意見もしっかりと伺ってまいりたいというふうに思っております。

○糸数慶子君 ありがとうございます。終わります。

○山口和之君 無所属の山口和之でございます。

本日は、裁判以外の紛争解決手続について質問したいと思っております。

まず、法務省が実施しているかいけつサポートについて、どのようなものであるか、お教え願いたいと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

まず、ADRとは、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続をいうものでございますが、法務省の所管する裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、いわゆるADR法では、民間事業者が行うADR業務について、一定の要件を満たす者に対して法務大臣による認証を付与する制度を設けADRの業務の質を確保するとともに、あわせて、時効の中断等に係る特例を定めてその利便性の向上を図ることとしております。

法務省では、この法律により認証を受けた民間事業者による紛争解決手続をかいけつサポートと呼んで、その利用促進に向けて周知、広報などの取組を進めているところでございます。

○山口和之君 改めて、ADRとは何か、そしてメリット、デメリットについて共にお教え願えればと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

かいけつサポートを始めとするADRのメリットとしては、厳格な裁判手続と比較いたしますと、利用者の自主性を生かした解決が可能であること、手続が非公開であり、プライバシーや営業秘密の保持が可能であること、迅速で廉価な解決が期待できること、また多様な分野の専門家の知見を生かしたきめ細かな解決が期待できることなどが指摘されているところでございます。

他方、ADRの一般的なデメリットといたしましては、一部の例外を除いて相手方には手続応諾義務がないことから、相手方に話し合いに応じる意思がない場合には手続を開始できないこと、また、ADRにおいて成立した紛争解決についての合意に執行力が付与されないことから、強制執行を行う場合は別途裁判手続等が必要になることなどが指摘されております。

○山口和之君 ありがとうございます。

私は福島県の出身、在住ですので、最もよく耳にするADRといえば、いわゆる原発ADR、つまり原子力損害賠償紛争解決センターでの裁判外紛争解決手続です。

今日は、原発ADRについてお聞きするために文部科学省にも来ていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、そもそもの原子力損害賠償紛争解決センターを設置したのか、その趣旨、目的についてお教え願います。

○政府参考人(増子宏君) お答え申し上げます。

原子力損害賠償紛争解決センターにつきましては、原子力事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求につきまして、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関でございます。

具体的には、中立かつ公正な立場の仲介委員が申立人と相手方の双方から意見を丁寧に向いまし

て、和解案を提示するなどして当事者の合意による紛争解決を図っているところでございます。

平成二十九年末時点におきまして、ADRセンターによる手続が終了した約二万一千件のうち、八割程度に当たる約一万八千件が被害者と東京電力との間で和解が成立しておりまして、被害者の公正かつ適切な賠償に役割を果たしているものと考えております。

今後とも、被災者の方々に寄り添いつつ、当事者の意見を丁寧に向い、公正かつ適正な和解が成立するように、ADRセンターによる和解仲介手続を適切に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山口和之君 毎年、文科省のホームページに発表されています原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況報告書には、平成二十五年から二十九年まで、和解打ち切りは紛争解決の見込みがないときに行われている、打ち切りのうち、東京電力が和解案の受諾を拒否したために打ち切りとなったものは、中略しますが、いずれも東京電力社員又はその家族から申立てがあった事案であるといった記載がございます。

文部科学省としては、東電が、東電社員又はその家族からの申立てにおいて和解を受諾しなかった原因をどのように分析しているのでしょうか。そもそも、東電社員又はその家族からの申立てを特別扱いすることは適切なのでしょうか、お答え願います。

○政府参考人(増子宏君) お答え申し上げます。個別の事案における打ち切りの判断は、センターの仲介委員が当事者双方の意見等を踏まえまして中立かつ公正な立場で行っているところでございます。

ADRセンターにおいては、示した和解案について東電が受諾できないと回答があった場合も仲介に努めておりまして、一部和解をさせるなど和解案の受諾に向けて丁寧な取組に努めておりまして、東電社員又はその家族からの申立てに関しまして他の事案と同様に対応しているものと承知

しております。

なお、電力事業を所管する経済産業省によりまして、東京電力においては、社員又はその家族からの申立てに関しては、避難を余儀なくされた状態であるか否かの実態をより詳細に把握できますために、それを踏まえた対応を行っているというふうに聞いていますところでございます。

○山口和之君 原子力損害賠償紛争解決センターは、四月六日、原子力事故によって一時全町避難を余儀なくされた福島県浪江町の住民約一万五千人が申し立てたADRについて、東電が六度にわたって和解案の受諾を拒否したために和解を打ち切ったと発表しております。

東電社員又はその家族以外からの申立てについて、東電側が和解案の受諾を拒否したために和解が打ち切られたケースはこれが初めてなのではないかと。

○政府参考人(増子宏君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、東電社員又はその家族以外からの申立てについて、東電側が和解案の受諾を拒否したために和解が打ち切られたケースは今回の浪江町のケースが初めてであるというふうに承知しているところでございます。

○山口和之君 一般的に、ADRには応諾義務がなく、手続に応じるか和解案を受け入れるかは相手方が自由に決めることができます。

しかし、原発ADRは、原発事故後すぐに、円滑、迅速に原発事故に関する紛争を解決することを目的として、中立公正な国の機関が仲介する手続として整備されたものです。また、東京電力は、原賠機構から資金援助を受ける前提となる特別事業計画において和解仲介案を尊重すると明記しており、原発ADRの目的である円滑、迅速な紛争解決に協力することを自ら宣言しております。

このようなことから、原発ADRにおいては、東電側が和解案を拒否することも、センターがそれを理由に和解を打ち切りを決定することも原子力損害賠償紛争解決センターを設置した趣旨、目的

に反するものと思われませんが、いかがでしょうか。また、三つの誓いに反するような対応を取る東電に対してセンターからの苦言、要請等があればお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(増子宏君) お答え申し上げます。ADRセンターでは、当事者の意見を丁寧に向いながら和解の成立に向けた調整を進めているところでございますが、紛争が解決される見込みがないと認められる場合には和解の仲介を打ち切ることができることとしていただいております。

ADRセンターにおいては、活動状況報告書において、東京電力に対して、三つの誓いに従い、センターの実施する和解仲介手続に対して真摯な対応を求め続けております。また、和解案の受諾を拒否することに対して再考を促す文書の公表も行っているところでございます。

さらに、文部科学省におきましても、東京電力に対して、三つの誓いを遵守し、被害者の方々に寄り添った賠償を一層進めていただくよう要請を行っているところでございますし、具体的には、今年の三月にも、文部科学省から公文書で東京電力の社長に対して今申ししたような要請を行っているところでございます。

○山口和之君 福島県浪江町の住人によるADRは二〇一三年の五月に申し立てられたものですが、打ち切りまでの五年間で、少なくとも申し立てた住民のうち八百四十六人が亡くなっているそうです。今回の和解打ち切りは、簡易迅速な手続を標榜する原子力損害賠償紛争解決センターが結局東電の賠償引き延ばしを手助けしたというような結果になってしまっているとも言えます。

原子力損害賠償紛争解決センターとしては、今後、このようなことをなくすためにどうしていくおつもりなのでしょうか。

○政府参考人(増子宏君) お答え申し上げます。今回の浪江町の事案につきましては、平成二十五年五月に申し立てがございまして、平成二十六年三月に仲介委員による和解案の提示が行われたと

ところでございます。その後、平成二十七年一月と十二月の二度にわたり、仲介委員による和解案受諾勧告書が提示されているところでございます。これらを踏まえまして、平成二十九年二月に、高齢者一名につきましては和解が成立しているところでございます。

このように、和解の成立に向けて双方に対して累次にわたり要請を行いつつ、両者の主張の隔たりがある中で丁寧な調整を進めてきたものと承知しているところでございます。

なお、標準的な案件については仲介委員の指名から和解案の提示まで平均八か月程度で行われているところをございまして、迅速な和解仲介手続に取り組んでいるところでございます。

今後とも、文部科学省あるいはADRといったしまでも、被害者の方々に寄り添いつつ、当事者の意見を丁寧に向い、和解が成立するように、ADRセンターによる和解仲介手続を中立かつ公正な立場で適切に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山口和之君 ADRに依らず、和解案も尊重しますと言いつつ、出てきた和解案に何年間も応じず結局は和解打ち切りに行き、ADRよりも費用等の負担が大きい裁判をせざるを得ない状況をつくる、これでは、東京電力が、亡くなった被害者の負担がでなかったりといった理由で被害者が手続から脱落していくことを狙っているのではないかと、そんなことも考えてしまうことになっていきます。

難しいことではあります。原子力損害賠償紛争解決センターには、裁判に移行したとしても、トータルで掛かる期間と費用ができるだけ短く安くなるように配慮して手続を行っていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○委員長(石川博崇君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(石川博崇君) 商法及び国際海上物品運

送法の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。
政府から趣旨説明を聴取いたします。上川法務大臣。

○国務大臣(上川陽子君) 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、商法制定以来の社会経済情勢の変化や、海商法制に関する世界的な動向への対応を図るとともに、利用者に分かりやすい法制とする観点から、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正しようとするものであります。

この法律案は、まず、商法の一部を改正して、運送、海商に関する規定を全面的に見直すこととしており、その要点は、次のとおりであります。

第一に、陸上運送に関する商法第二編第八章の規定を海上運送、航空運送及び複合運送にも妥当する総則的規律として位置付けることとし、これまで規定を欠いていた航空運送及び複合運送についても、商法の規律を及ぼすこととしております。

第二に、危険物の運送を委託する荷送り人は、運送人に対し、その安全な運送に必要な情報を通知する義務を負うとの規定や、運送品の滅失等についての運送人の責任は、その引渡しの日から一年以内に裁判上の請求がされないときは消滅するとの規定を設けるなど、運送全般に関する規定の整備を行うこととしております。

第三に、船舶の衝突に基づく不法行為による損害賠償請求権のうち、財産権の侵害を理由とするものは、不法行為のときから二年間で時効により消滅するとの規定や、船舶の運航に直接関連して生じた人の生命、身体への侵害による損害賠償請求権を有する者は、船舶について第一順位の先取特権を有するとの規定を設けるなど、海商全般に関する規定の整備を行うこととしております。

このほか、現行の商法典は、明治三十二年に制定された法律であり、第二編第五章から第九章ま

で及び第三編については片仮名文語体で表記されているため、これらの規定を全て現代用語化する

こととしております。
また、この法律案は、国際海上物品運送法の一部を改正して、同法第十九条の船舶先取特権に関する規定を削るなど、国際的な海上物品運送に関する規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(石川博崇君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十七分散会

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第一二五二号)

第一二五二号 平成三十年四月九日受理
民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願

請願者 新潟県長岡市 玉置千鶴子 外四十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、共謀罪法の廃止に関する請願(第一二七八号)(第一三二六号)

一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願(第一三三九号)(第一三四〇号)

第一二七八号 平成三十年四月十六日受理
共謀罪法の廃止に関する請願

請願者 岩手県一関市 阿部政広 外二千七十四名

紹介議員 江崎 孝君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一三二六号 平成三十年四月十七日受理
共謀罪法の廃止に関する請願

請願者 千葉県野田市 佐藤大 外千三百二十六名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一三三九号 平成三十年四月十八日受理
民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願

請願者 名古屋市 渡邊さゆり 外二十四名

紹介議員 伊藤 孝恵君

現行民法制定後、既に六十年以上経過し、この間家族の形態やライフスタイルは多様化し、婚姻や家族の役割などに対する個人の考え方や意識も大きく変化している。また、女性の社会参画も進む中、婚姻による改氏によって不利益を被るものは多くの場合女性であるため、氏を変えたくないと考えられる人が増えている。憲法第二十四条では、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれている。人権が最大限に尊重され、自由と平等が保障される豊かな社会を構築するために、氏の決定においても個人の自由意思をできるだけ尊重し、選択の幅が広く許容される制度が必要である。

ついで、男女の実質的平等の保障及び個人の自由意思尊重の観点から、また、安心して仕事や結婚、出産、子育てのできる環境整備のため、次の事項について実現を図りたい。

一、民法を改正し、夫婦別氏も選べる制度を導入すること。

第一三四〇号 平成三十年四月十八日受理

民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願

請願者 東京都練馬区 並木愛 外百七十五名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願(第一三四九号)

一、共謀罪法の廃止に関する請願(第一三六三三号)

一、共謀罪(テロ等準備罪)の即時廃止に関する請願(第一三六四号)

第一三四九号 平成三十年四月二十三日受理
民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求めることに関する請願

請願者 岡山市 須々木泰子 外四十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一二二七号と同じである。

第一三六三三号 平成三十年四月二十六日受理
共謀罪法の廃止に関する請願

請願者 福岡県朝倉市 深江由起子 外四百七十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第一三六四号 平成三十年四月二十六日受理
共謀罪(テロ等準備罪)の即時廃止に関する請願

請願者 北九州市 松本信義 外千三百十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一七三三号と同じである。
五月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律

（商法の一部改正）
第一条 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第五百条」に改め、「第八章 雑則（第三十二条―第五百条）」を削り、「第五百八十九条」を「第五百八十八条」に、「第五百九十条―第五百九十二条」を「第五百八十九条―第五百九十四条」に、「第五百九十三条―第五百九十六条」を「第五百九十五条―第五百九十八条」に、「第五百九十七条」を「第五百九十九条」に、「第一章 船舶及び船舶所有者（第六百八十四条―第七百四

第一章 船舶

第一節 総則（第六百八十四条・第六百八十五条）

条」を 第一款 総則（第六百八十六条―第六百九十一条）に、「第七百五条」を「第七百八条」に、

第二款 船舶の共有（第六百九十二条―第七百条）

第三款 船舶賃貸借（第七百一条―第七百三条）

第四節 定期傭船（第七百四条―第七百七条）

第三章 運送

第一節 物品運送

第一款 総則（第七百三十七条―第七百六十六条）

第二款 船荷証券（第七百六十七条―第七百七十六条）

第二節 旅客運送（第七百七十七条―第七百八十七条）

則 条―第七百四十七条）

条―第七百五十六條）

七条―第七百六十九條

条―第七百八十七條」

「第八百条―第八百十四條」を「第七百九十二条―第八百七条」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

「第六百八条―第八百八条―第八百十四條」を「第六百八条―第八百十四條」に、

第五章 仲立営業

（定義）
第五百四十三条 この章において「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。

（当事者のために給付を受けることの制限）
第五百四十四条 仲立人は、その媒介により成立させた行為について、当事者のために支払その他の給付を受けることができない。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

（見本保管義務）
第五百四十五条 仲立人がその媒介に係る行為について見本を受け取ったときは、その行為が完了するまで、これを保管しなければならない。

（結約書の交付義務等）
第五百四十六条 当事者間において媒介に係る行為が成立したときは、仲立人は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面（以下この章において「結約書」という。）を作成し、かつ、署名し、又は記名押印した後、これを各当事者に交付しなければならない。

一 各当事者の氏名又は名称
二 当該行為の年月日及びその要領
三 前項の場合においては、当事者が直ちに履行をすべきときを除き、仲立人は、各当事者に結約書に署名させ、又は記名押印させた後、これをその相手方に交付しなければならない。

3 前二項の場合において、当事者の一方が結約書を受領せず、又はこれに署名若しくは記名押印をしないときは、仲立人は、遅滞なく、相手方に対してその旨の通知を発しなければならない。

（帳簿記載義務等）
第五百四十七条 仲立人は、その帳簿に前条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 当事者は、いつでも、仲立人がその媒介により当該当事者のために成立させた行為について、前項の帳簿の謄本の交付を請求することができる。

（当事者の氏名等を相手方に示さない場合）
第五百四十八条 当事者がその氏名又は名称を相手方に示してはならない旨を仲立人に命じたときは、仲立人は、結約書及び前条第二項の謄本にその氏名又は名称を記載することができない。

第五百四十九条 仲立人は、当事者の一方の氏名又は名称をその相手方に示さなかつたときは、当該相手方に対して自ら履行をする責任を負う。

（仲立人の報酬）
第五百五十条 仲立人は、第五百四十六条の手續を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

2 仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担する。

第六章 問屋営業

（定義）
第五百五十一条 この章において「問屋」とは、自己の名をもって他人のために物品の販売又は買入れをすることを業とする者をいう。

（問屋の権利義務）
第五百五十二条 問屋は、他人のためにした販売又は買入れにより、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う。

2 問屋と委託者との間の関係については、この章に定めるもののほか、委任及び代理に関する規定を準用する。

（問屋の担保責任）
第五百五十三条 問屋は、委託者のためにした販売又は買入れにつき相手方がその債務を履行しないときに、自らその履行をする責任を負う。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

（問屋が委託者の指定した金額との差額を負

担する場合の販売又は買入の効力)

第五百五十四条 問屋が委託者の指定した金額より低い価格で販売をし、又は高い価格で買入れをした場合において、自らその差額を負担するときは、その販売又は買入は、委託者に対してその効力を生ずる。

(介入権)

第五百五十五条 問屋は、取引所の相場がある物品の販売又は買入の委託を受けたときは、自ら買主又は売主となることができる。

この場合において、売買の代価は、問屋が買主又は売主となったことの通知を発した時における取引所の相場によって定める。

2 前項の場合においても、問屋は、委託者に対して報酬を請求することができる。

(問屋が買入れた物品の供託及び競売)

第五百五十六条 問屋が買入れた委託を受けた場合において、委託者が買入れた物品の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、第五百二十四条の規定を準用する。

(代理商に関する規定の準用)

第五百五十七条 第二十七条及び第三十一条の規定は、問屋について準用する。

(準問屋)

第五百五十八条 この章の規定は、自己の名をもって他人のために販売又は買入れ以外の行為をすることを業とする者について準用する。

第七章 運送取扱営業

(定義等)

第五百五十九条 この章において「運送取扱人」とは、自己の名をもって物品運送の取次ぎをすることを業とする者をいう。

2 運送取扱人については、この章に別段の定めがある場合を除き、第五百五十一条に規定する問屋に関する規定を準用する。

(運送取扱人の責任)

第五百六十条 運送取扱人は、運送品の受取か

ら荷受人への引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送取扱人がその運送品の受取、保管及び引渡し、運送人の選択その他の運送の取次ぎについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(運送取扱人の報酬)

第五百六十一条 運送取扱人は、運送品を運送人に引き渡したときは、直ちにその報酬を請求することができる。

2 運送取扱契約で運送賃の額を定めたときは、運送取扱人は、特約がなければ、別に報酬を請求することができない。

(運送取扱人の留置権)

第五百六十二条 運送取扱人は、運送品に関して受け取るべき報酬、付随の費用及び運送賃その他の立替金についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

(介入権)

第五百六十三条 運送取扱人は、自ら運送をすることができ、この場合において、運送取扱人は、運送人と同一の権利義務を有する。

2 運送取扱人が委託者の請求によって船荷証券又は複合運送証券を作成したときは、自ら運送をするものとみなす。

(物品運送に関する規定の準用)

第五百六十四条 第五百七十二条、第五百七十七条、第五百七十九條(第三項を除く)、第五百八十一条、第五百八十五条、第五百八十六条、第五百八十七条(第五百七十七条及び第五百八十五条の規定の準用に係る部分に限る。)、及び第五百八十八条の規定は、運送取扱営業について準用する。この場合において、第五百七十九條第二項中「前の運送人」とあるのは「前の運送取扱人又は運送人」と、第五百

八十五条第一項中「運送品の引渡し」とあるのは「荷受人に対する運送品の引渡し」と読み替えるものとする。

第五百六十五条から第五百六十八条まで 削除

第八章 運送営業

第一節 総則

第五百六十九条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 運送人 陸上運送、海上運送又は航空運送の引受けをすることを業とする者をいう。

二 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。

三 海上運送 第六百八十四条に規定する船舶第七百四十七条に規定する非航海船を含む。による物品又は旅客の運送をいう。

四 航空運送 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

第二節 物品運送

(物品運送契約)

第五百七十条 物品運送契約は、運送人が荷受人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(送り状の交付義務等)

第五百七十一条 荷送人は、運送人の請求により、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「送り状」という。)を交付しなければならない。

- 一 運送品の種類
 - 二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
 - 三 荷造りの種類
 - 四 荷送人及び荷受人の氏名又は名称
 - 五 発送地及び到達地
- 2 前項の荷送人は、送り状の交付に代えて、

法務省令で定めるところにより、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなす。

(危険物に関する通知義務)

第五百七十二條 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

(運送賃)

第五百七十三条 運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2 運送品が不可抗力によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送賃を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送賃を受け取つていたときは、これを返還しなければならない。

3 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送賃の全額を請求することができる。

(運送人の留置権)

第五百七十四条 運送人は、運送品に関して受け取るべき運送賃、付随の費用及び立替金(以下この節において「運送賃等」という。)についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

(運送人の責任)

第五百七十五条 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、

これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(損害賠償の額)

第五百七十六条 運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、その引渡しとされるべき地及び時における運送品の市場価格(取引所の相場がある物品については、その相場)によつて定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定める。

2 運送品の滅失又は損傷のために支払ふことを要しなくなつた運送貨その他の費用は、前項の損害賠償の額から控除する。

3 前二項の規定は、運送人の故意又は重大な過失によつて運送品の滅失又は損傷が生じたときは、適用しない。

(高価品の特則)

第五百七十七条 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知つていたとき。

二 運送人の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(複合運送人の責任)

第五百七十八条 陸上運送、海上運送又は航空運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等(運送品の滅失、損傷又は延着をいう。以下この節において同じ。)についての運送人の損害賠償の責

任は、それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じた場合に当該運送ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従う。

2 前項の規定は、陸上運送であつてその区間ごとに異なる二以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用する。

(相次運送人の権利義務)

第五百七十九条 数人の運送人が相次いで陸上運送をするときは、後の運送人は、前の運送人に代つてその権利を行使する義務を負う。

2 前項の場合において、後の運送人が前の運送人に弁済をしたときは、後の運送人は、前の運送人の権利を取得する。

3 ある運送人が引き受けた陸上運送についてその荷送人のために他の運送人が相次いで当該陸上運送の一部を引き受けたときは、各運送人は、運送品の滅失等につき連帶して損害賠償の責任を負う。

4 前三項の規定は、海上運送及び航空運送について準用する。

(荷送人による運送の中止等の請求)

第五百八十条 荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷受人の変更その他の処分を請求することができる。この場合において、運送人は、既にした運送の割合に応じた運送賃、付随の費用、立替金及びその処分によつて生じた費用の弁済を請求することができる。

(荷受人の権利義務等)

第五百八十一条 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によつて生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。

2 前項の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができる。

3 荷受人は、運送品を受け取つたときは、運送人に対し、運送賃等を支払う義務を負う。

(運送品の供託及び競売)

第五百八十二条 運送人は、荷受人を確知することができないときは、運送品を供託することができる。

2 前項に規定する場合において、運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、その運送品を競売に付することができる。

3 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

4 前二項の規定により運送品を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならぬ。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃等に充当することを妨げない。

5 運送人は、第一項から第三項までの規定により運送品を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、荷送人に対してその旨の通知を発しなければならない。

第五百八十三条 前条の規定は、荷受人が運送品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合について準用する。この場合において、同条第二項中「運送人が」とあるのは「運送人が、荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、かつ、その期間の経過後に」と、同条第五項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替へるものとする。

(運送人の責任の消滅)

第五百八十四条 運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとなめないで運送品を受け取つたときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた場合において、荷受人が引渡しの日から二週間以内

に運送人に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、運送品の引渡しの当時、運送人がその運送品に損傷又は一部滅失があることを知つていたときは、適用しない。

3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、荷受人が第一項ただし書の期間内に運送人に対して同項ただし書の通知を発したときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項ただし書の期間は、運送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

第五百八十五条 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しとされた日(運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡しとされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

2 前項の期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。

3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、運送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項の期間は、運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三箇月を経過する日まで延長されたものとみなす。

(運送人の債権の消滅時効)

第五百八十六条 運送人の荷送人又は荷受人に対する債権は、これを行使することができる時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(運送人の不法行為責任)

第五百八十七条 第五百七十六条、第五百七十七条、第五百八十四条及び第五百八十五条の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。ただし、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を

拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、この限りでない。

(運送人の被用者の不法行為責任)

第五百八十八条 前条の規定により運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、その運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

2 前項の規定は、運送人の被用者の故意又は重大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、適用しない。

第三節 旅客運送

(旅客運送契約)

第五百八十九条 旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(運送人の責任)

第五百九十条 運送人は、旅客が運送のために受けた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

(特約禁止)

第五百九十一条 旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任(運送の遅延を主たる原因とするものを除く)を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。

二 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

(引渡しを受けた手荷物に関する運送人の責任等)

第五百九十二条 運送人は、旅客から引渡しを受けた手荷物については、運送賃を請求しないときであっても、物品運送契約における運送人と同一の責任を負う。

2 運送人の被用者は、前項に規定する手荷物について、物品運送契約における運送人の被用者と同じ責任を負う。

3 第一項に規定する手荷物が到達地に到着した日から一週間以内に旅客がその引渡しを請求しないときは、運送人は、その手荷物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、運送人がその手荷物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、旅客に対してその旨の通知をしなければならない。

4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある手荷物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

5 前二項の規定により手荷物を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃に充当することを妨げない。

6 旅客の住所又は居所が知れないときは、第三項の催告及び通知は、することを要しない。

(引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任等)

第五百九十三条 運送人は、旅客から引渡しを受けていない手荷物(身の回り品を含む)の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。

2 第五百七十六条第一項及び第三項、第五百八十四条第一項、第五百八十五条第一項及び第二項、第五百八十七条(第五百七十六条第一項及び第三項、第五百八十四条第一項並びに第五百八十五条第一項及び第二項の規定に準用に係る部分に限る。)並びに第五百八十八

条の規定は、運送人が前項に規定する手荷物の滅失又は損傷に係る損害賠償の責任を負う場合について準用する。この場合において、第五百七十六条第一項中「その引渡し」がされるべき」とあるのは、その運送が終了すべき」と、第五百八十四条第一項中「荷受人が異議をとなめないで運送品を受け取った」とあるのは「旅客が運送の終了の時までに異議をとなめなかった」と、「荷受人が引渡しの日」とあるのは「旅客が運送の終了の日」と、第五百八十五条第一項中「運送品の引渡し」がされた日(運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡し」がされるべき日」とあるのは「運送の終了の日」と読み替えるものとする。

(運送人の債権の消滅時効)
第五百九十四条 第五百八十六条の規定は、旅客運送について準用する。

第九章 寄託

第一節 総則

(受寄者の注意義務)

第五百九十五条 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意をもって、寄託物を保管しなければならない。

(場屋営業者の責任)

第五百九十六条 旅館、飲食店、浴場その他の客の来集を目的とする場屋における取引をすることを業とする者(以下この節において「場屋営業業者」という。)は、客から寄託を受けた物品の滅失又は損傷については、不可抗力によるものであったことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。

2 客が寄託していない物品であっても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業業者が注意を怠ったことによつて滅失し、又は損傷したときは、場屋営業業者は、損害賠償の責任を負う。

3 客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を表示したときであっても、場屋

営業業者は、前二項の責任を免れることができない。

(高価品の特則)

第五百九十七条 貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を通知してこれを場屋営業業者に寄託した場合を除き、場屋営業業者は、その滅失又は損傷によつて生じた損害を賠償する責任を負わない。

(場屋営業業者の責任に係る債権の消滅時効)

第五百九十八条 前二条の場屋営業業者の責任に係る債権は、場屋営業業者が寄託を受けた物品を返還し、又は客が場屋の中に携帯した物品を持ち去つた時(物品の全部滅失の場合にあつては、客が場屋を去つた時)から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の規定は、場屋営業業者が同項に規定する物品の滅失又は損傷につき悪意であつた場合には、適用しない。

第二節 倉庫営業

(定義)

第五百九十九条 この節において「倉庫営業業者」とは、他人のために物品を倉庫に保管することを業とする者をいう。

(倉庫証券の交付義務)

第六百条 倉庫営業業者は、寄託者の請求により、寄託物の倉庫証券を交付しなければならない。

(倉庫証券の記載事項)

第六百一条 倉庫証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、倉庫営業業者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 寄託物の種類、品名及び数量並びにその荷造りの種類、個数及び記号

二 寄託者の氏名又は名称

三 保管場所

四 保管料

五 保管期間を定めたときは、その期間

六 寄託物を保険に付したときは、保険金額、保険期間及び保険者の氏名又は名称

七 作成地及び作成の年月日

(帳簿記載義務)

第六百二条 倉庫営業者は、倉荷証券を寄託者に交付したときは、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 前条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 倉荷証券の番号及び作成の年月日

(寄託物の分割請求)

第六百三条 倉荷証券の所持人は、倉庫営業者に対し、寄託物の分割及びその各部分に対する倉荷証券の交付を請求することができる。この場合において、所持人は、その所持する倉荷証券を倉庫営業者に返還しなければならない。

2 前項の規定による寄託物の分割及び倉荷証券の交付に関する費用は、所持人が負担する。

(倉荷証券の不実記載)

第六百四条 倉庫営業者は、倉荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗することができない。

(寄託物に関する処分)

第六百五条 倉荷証券が作成されたときは、寄託物に関する処分は、倉荷証券によつてしなければならない。

(倉荷証券の譲渡又は質入れ)

第六百六条 倉荷証券は、記名式であるときであつても、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることができ。ただし、倉荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。

(倉荷証券の引渡し効力)

第六百七条 倉荷証券により寄託物を受け取ることができる者に倉荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、寄託物について行使する権利の取得に関しては、寄託物の引渡しと同一の効力を有する。

(倉荷証券の再交付)

第六百八条 倉荷証券の所持人は、その倉荷証券を喪失したときは、相当の担保を供して、その再交付を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、その旨を帳簿に記載しなければならない。

(寄託物の点検等)

第六百九条 寄託者又は倉荷証券の所持人は、倉庫営業者の営業時間内は、いつでも、寄託物の点検若しくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な処分をすることができる。

(倉庫営業者の責任)

第六百十条 倉庫営業者は、寄託物の保管に關し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、その滅失又は損傷につき損害賠償の責任を免れることができない。

(保管料等の支払時期)

第六百十一条 倉庫営業者は、寄託物の出庫の時以後でなければ、保管料及び立替金その他寄託物に関する費用第六百十六条第一項において「保管料等」という。の支払を請求することができない。ただし、寄託物の一部を出庫するときは、出庫の割合に応じて、その支払を請求することができる。

(寄託物の返還の制限)

第六百十二条 当事者が寄託物の保管期間を定めなかつたときは、倉庫営業者は、寄託物の入庫の日から六箇月を経過した後でなければ、その返還をすることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(倉荷証券が作成された場合における寄託物の返還請求)

第六百十三条 倉荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、寄託物の返還を請求することができない。

(倉荷証券を質入れした場合における寄託物の一部の返還請求)

第六百十四条 倉荷証券を質権の目的とした場

合において、質権者の承諾があるときは、寄託者は、当該質権の被担保債権の弁済期前であつても、寄託物の一部の返還を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、返還した寄託物の種類、品質及び数量を倉荷証券に記載し、かつ、その旨を帳簿に記載しなければならない。

(寄託物の供託及び競売)

第六百十五条 第五百二十四条第一項及び第二項の規定は、寄託者又は倉荷証券の所持人が寄託物の受領を拒み、又はこれを受領することができない場合について準用する。

(倉庫営業者の責任の消滅)

第六百十六条 寄託物の損傷又は一部滅失についての倉庫営業者の責任は、寄託者又は倉荷証券の所持人が異議をとめないで寄託物を受け取り、かつ、保管料等を支払つたときは、消滅する。ただし、寄託物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた場合において、寄託者又は倉荷証券の所持人が引渡しの日から二週間以内に倉庫営業者に対してその旨の通知を發したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、倉庫営業者が寄託物の損傷又は一部滅失につき悪意であつた場合には、適用しない。

(倉庫営業者の責任に係る債権の消滅時効)

第六百十七条 寄託物の滅失又は損傷について倉庫営業者の責任に係る債権は、寄託物の出庫の日から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の期間は、寄託物の全部滅失の場合において、倉庫営業者が倉荷証券の所持人

(倉荷証券を作成していないとき又は倉荷証券の所持人が知れないときは、寄託者)に対してその旨の通知を發した日から起算する。

3 前二項の規定は、倉庫営業者が寄託物の滅失又は損傷につき悪意であつた場合には、適用しない。

第六百十八条から第六百八十三条まで 削除

第三編 海商

第一章 船舶

第一節 総則

(定義)

第六百八十四条 この編(第七百四十七条を除く)において「船舶」とは、商行為をする目的で航海の用に供する船舶(端舟その他ろかいのみをもつて運搬し、又は主としてろかいをもつて運搬する舟を除く)をいう。

(従物の推定等)

第六百八十五条 船舶の属具目録に記載した物は、その従物と推定する。

2 属具目録の書式は、国土交通省令で定める。

第二節 船舶の所有

第一款 総則

(船舶の登記等)

第六百八十六条 船舶所有者は、船舶法明治三十二年法律第四十六号)の定めるところに従い、登記をし、かつ、船舶国籍證書の交付を受けなければならない。

2 前項の規定は、総トン数二十トン未満の船舶については、適用しない。

(船舶所有権の移転の對抗要件)

第六百八十七条 船舶所有権の移転は、その登記をし、かつ、船舶国籍證書に記載しなければ、第三者に対抗することができない。

(航海中の船舶を譲渡した場合の損益の帰属)

第六百八十八条 航海中の船舶を譲渡したときは、その航海によつて生ずる損益は、譲受人に帰属する。

(航海中の船舶に対する差押え等の制限)

第六百八十九条 差押え及び仮差押えの執行(仮差押えの登記をする方法によるものを除く)は、航海中の船舶(停泊中のものを除く)に対してはすることができない。

(船舶所有者の責任)

第六百九十条 船舶所有者は、船長その他の船

員がその職務を行うについて故意又は過失によつて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

(社員持分の売渡しの請求)

第六百九十一条 持分会社の業務を執行する社員持分の移転により当該持分会社の所有する船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の業務を執行する社員は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求することができる。

第二款 船舶の共有

(共有に係る船舶の利用)

第六百九十二条 船舶共有者の間においては、船舶の利用に関する事項は、各船舶共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。

第六百九十三条 船舶共有者は、その持分の価格に応じ、船舶の利用に関する費用を負担しなければならない。

(船舶共有者の持分買取請求)

第六百九十四条 船舶共有者が次に掲げる事項を決定したときは、その決定について異議のある船舶共有者は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買収することを請求することができる。

一 新たな航海(船舶共有者の間で予定されているにもかかわらず)をすること。

二 船舶の大修繕をすること。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、同項の決定の日(当該決定に加わらなかった場合にあっては、当該決定の通知を受けた日の翌日)から三日以内に、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を発しなければならない。

(船舶共有者の第三者に対する責任)

第六百九十五条 船舶共有者は、その持分の価格に応じ、船舶の利用について生じた債務を弁済する責任を負う。

(持分の譲渡)

第六百九十六条 船舶共有者の間に組合契約があるときであっても、各船舶共有者(船舶管理人であるものを除く)は、他の船舶共有者の承諾を得ないで、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

2 船舶管理人である船舶共有者は、他の船舶共有者の全員の承諾を得なければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

(船舶管理人)

第六百九十七条 船舶共有者は、船舶管理人を選任しなければならない。

2 船舶共有者でない者を船舶管理人とするには、船舶共有者の全員の同意がなければならない。

3 船舶共有者が船舶管理人を選任したときは、その登記をしなければならない。船舶管理人の代理権の消滅についても、同様とする。

4 第九条の規定は、前項の規定による登記について準用する。

(船舶管理人の代理権)

第六百九十八条 船舶管理人は、次に掲げる行為を除き、船舶共有者に代わって船舶の利用に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

一 船舶を賃貸し、又はこれについて抵当権を設定すること。

二 船舶を保険に付すること。

三 新たな航海(船舶共有者の間で予定されているにもかかわらず)をすること。

四 船舶の大修繕をすること。

五 借財をすること。

2 船舶管理人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(船舶管理人の義務)

第六百九十九条 船舶管理人は、その職務に関する帳簿を備え、船舶の利用に関する一切の事項を記載しなければならない。

2 船舶管理人は、一定の期間ごとに、船舶の利用に関する計算を行い、各船舶共有者の承認を求めなければならない。

(船舶共有者の持分の売渡しの請求等)

第七百条 船舶共有者の持分の移転又は国籍の喪失により船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の船舶共有者は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求し、又は競売に付することができる。

第三節 船舶賃貸借

(船舶賃貸借の対抗力)

第七百一条 船舶の賃貸借は、これを登記したときは、その後その船舶について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

(船舶の賃借人による修繕)

第七百二条 船舶の賃借人であつて商行為をする目的でその船舶を航海の用に供しているものは、その船舶を受け取った後にこれに生じた損傷があるときは、その利用に必要な修繕をする義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(船舶の賃借人の権利義務等)

第七百三条 前条に規定する船舶の賃借人は、その船舶の利用に関する事項については、第三者に対して、船舶所有者と同一の権利義務を有する。

2 前項の場合において、その船舶の利用について生じた先取特権は、船舶所有者に対しては、その効力を生ずる。ただし、船舶の賃借人によるその利用の態様が船舶所有者との契約に反することを先取特権者が知っていたときは、この限りでない。

第四節 定期傭船

(定期傭船契約)

第七百四条 定期傭船契約は、当事者の一方が機装した船舶に船員を乗組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

(定期傭船者による指示)

第七百五条 定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に關し必要な事項を指示することができる。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りでない。

(費用の負担)

第七百六条 船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用に関する通常の費用は、定期傭船者の負担とする。

(運送及び船舶賃貸借に関する規定の準用)

第七百七条 第五百七十二条、第七百三十九条第一項並びに第七百四十条第一項及び第三項の規定は定期傭船契約に係る船舶により物品を運送する場合について、第七百三十九条第二項の規定は定期傭船者の船舶の利用について生ずる先取特権について、それぞれ準用する。

この場合において、第七百三十九条第一項中「発航の当時」とあるのは、「各航海に係る発航の当時」と読み替へるものとする。

第二章 船長

(船長の代理権)

第七百八条 船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わって航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

一 船舶について抵当権を設定すること。

二 借財をすること。

2 船長の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(船長による職務代行者の選任)

第七百九条 船長は、やむを得ない事由により自ら船舶を指揮することができない場合には、法令に別段の定めがあるときを除き、自己に代わつて船長の職務を行うべき者を選任することができる。この場合において、船長は、船舶所有者に対してその選任についての責任を負う。

(属具目録の備置き)

第七百十条 船長は、属具目録を船内に備え置かなければならない。

(船長による積荷の処分)

第七百十一条 船長は、航海中に積荷の利害関係人の利益のため必要があるときは、利害関係人に代わり、最もその利益に適合する方法によつて、その積荷の処分をしなければならない。

2 積荷の利害関係人は、前項の処分によりその積荷について債務を負担したときは、当該債務に係る債権者にその積荷について有する権利を移転して、その責任を免れることができる。ただし、利害関係人に過失があつたときは、この限りでない。

(航海継続のための積荷の使用)

第七百十二条 船長は、航海を継続するため必要があるときは、積荷を航海の用に供することができ。

2 第五百七十六条第一項及び第二項の規定は、前項の場合において船舶所有者が支払うべき償金の額について準用する。この場合において、同条第一項中「引渡し」とあるのは、「陸揚げ」と読み替えるものとする。

(船長の責任)

第七百十三条 船長は、海員がその職務を行うについて故意又は過失によつて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、船長が海員の監督について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(船長の報告義務)

第七百十四条 船長は、遅滞なく、航海に関する重要な事項を船舶所有者に報告しなければならない。

(船長の解任)

第七百十五条 船舶所有者は、いつでも、船長を解任することができる。

2 前項の規定により解任された船長は、その解任について正当な理由がある場合を除き、

船舶所有者に対し、解任によつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3 船長が船舶共有者である場合において、その意に反して解任されたときは、船長は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買い取ることを請求することができる。

4 船長は、前項の規定による請求をしようとするときは、遅滞なく、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を發しなければならない。

第七百十六条から第七百三十六条まで 削除

第三章 海上物品運送に関する特則

第一節 個品運送

(運送品の船積み等)

第七百三十七条 運送人は、個品運送契約(個々の運送品を目的とする運送契約をいう。以下この節において同じ。)に基づいて荷送人から運送品を受け取つたときは、その船積み及び積付けをしなければならない。

2 荷送人が運送品の引渡しを怠つたときは、船長は、直ちに発航することができ。この場合において、荷送人は、運送賃の全額(運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあつては、当該運送賃の額を控除した額)を支払わなければならない。

(船長に対する必要書類の交付)

第七百三十八条 荷送人は、船積期間内に、運送に必要な書類を船長に交付しなければならない。

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第七百三十九条 運送人は、発航の当時に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。
二 船員の乗組み、船舶の機装及び需品の補給を適切に行うこと。

給を適切に行うこと。

三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

2 前項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

(違法な船積品の陸揚げ等)

第七百四十条 法令に違反して又は個品運送契約によらないで船積みされた運送品については、運送人は、いつでも、これを陸揚げすることができ、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれがあるときは、これを放棄することができる。

2 運送人は、前項に規定する運送品を運送したときは、船積みされた地及び時における同種の運送品に係る運送賃の最高額を請求することができる。

3 前二項の規定は、運送人その他の利害関係人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

(荷受人の運送賃支払義務等)

第七百四十一条 荷受人は、運送品を受け取つたときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額(以下この節において「運送賃等」という。)を支払う義務を負う。

一 運送賃、付随の費用及び立替金の額

二 運送品の価格に応じて支払うべき救助料の額及び共同海損の分担額

2 運送人は、運送賃等の支払を受けるまで、運送品を留置することができる。

(運送品の競売)

第七百四十二条 運送人は、荷受人に運送品を引き渡した後においても、運送賃等の支払を受けるため、その運送品を競売に付することができる。ただし、第三者がその占有を取得したときは、この限りでない。

(荷送人による発航前の解除)

第七百四十三条 発航前においては、荷送人は、運送賃の全額を支払つて個品運送契約の解除をすることができる。ただし、個品運送契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

2 前項の規定は、運送品の全部又は一部の船積みされた場合には、他の荷送人及び備船者の全員の同意を得たときに限り、適用する。この場合において、荷送人は、運送品の船積み及び陸揚げに要する費用を負担しなければならない。

第七百四十四条 荷送人は、前条の規定により個品運送契約の解除をしたときであつても、運送人に対する付随の費用及び立替金の支払義務を免れることができる。

(荷送人による発航後の解除)

第七百四十五条 発航後においては、荷送人は、他の荷送人及び備船者の全員の同意を得、かつ、運送賃等及び運送品の陸揚げによつて生ずべき損害の額の合計額を支払い、又は相当の担保を供しなければ、個品運送契約の解除をすることができない。

(積荷を航海の用に供した場合の運送賃)

第七百四十六条 運送人は、船長が第七百十二条第一項の規定により積荷を航海の用に供したときにおいても、運送賃の全額を請求することができる。

(非航海船による物品運送への準用)

第七百四十七条 この節の規定は、商行為をする目的で専ら湖川、港湾その他の海以外の水域において航行の用に供する船舶(端舟その他のろかいをもつて運転する舟を除く。以下この編において「非航海船」という。)によつて物品を運送する場合について準用する。

第二節 航海備船

(運送品の船積み)

第七百四十八条 航海備船契約(船舶の全部又

は一部を目的とする運送契約をいう。以下この節において同じ。)に基づいて運送品の船積みのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、備船者に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 船積期間の定めがある航海備船契約において始期を定めなかったときは、その期間は、前項の通知があった時から起算する。この場合において、不可抗力によつて船積みすることができない期間は、船積期間に算入しない。

3 備船者が船積期間の経過後に運送品の船積みをした場合には、運送人は、特約がないときであっても、相当な滞船料を請求することができる。

(第三者による船積み)

第七百四十九条 船長は、第三者から運送品を受け取るべき場合において、その第三者を確知することができないとき、又はその第三者が運送品の船積みをしていないときは、直ちに備船者に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 前項の場合において、備船者は、船積期間内に限り、運送品の船積みを行うことができる。

(備船者による発航の請求)

第七百五十条 備船者は、運送品の全部の船積みをしていないときであっても、船長に対し、発航の請求をすることができる。

2 備船者は、前項の請求をしたときは、運送人に対し、運送賃の全額のほか、運送品の全部の船積みをしていないことによつて生じた費用を支払う義務を負い、かつ、その請求により、当該費用の支払について相当の担保を供しなければならない。

(船長の発航権)

第七百五十一条 船長は、船積期間が経過した後、備船者が運送品の全部の船積みをしていないときであっても、直ちに発航すること

ができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(運送品の陸揚げ)

第七百五十二条 運送品の陸揚げのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、荷受人に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 陸揚げ期間の定めがある航海備船契約において始期を定めなかったときは、その期間は、前項の通知があった時から起算する。この場合において、不可抗力によつて陸揚げを行うことができない期間は、陸揚げ期間に算入しない。

3 荷受人が陸揚げ期間の経過後に運送品の陸揚げをした場合には、運送人は、特約がないときであっても、相当な滞船料を請求することができる。

(全部航海備船契約の備船者による発航前の解除)

第七百五十三条 発航前においては、全部航海備船契約の船舶の全部を目的とする航海備船契約をいう。以下この節において同じ。の備船者は、運送賃の全額及び滞船料を支払つて全部航海備船契約の解除をすることができる。ただし、全部航海備船契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額及び滞船料を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

2 備船者は、運送品の全部又は一部の船積みをした後に前項の規定により全部航海備船契約の解除をしたときは、その船積み及び陸揚げに要する費用を負担しなければならない。

3 全部航海備船契約の備船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかったときは、運送人は、その備船者が全部航海備船契約の解除をしたものとみなすことができる。

(全部航海備船契約の備船者による発航後の解除)

第七百五十四条 発航後においては、全部航海

備船契約の備船者は、第七百四十五条に規定する合計額及び滞船料を支払い、又は相当の担保を供しなければ、全部航海備船契約の解除をすることができない。

(一部航海備船契約の解除への準用)

第七百五十五条 第七百四十三条、第七百四十五条及び第七百五十三条第三項の規定は、船舶の一部を目的とする航海備船契約の解除について準用する。この場合において、第七百四十三条第一項中「全額」とあるのは「全額及び滞船料」と、第七百四十五条中「合計額」とあるのは「合計額並びに滞船料」と読み替えるものとする。

(個品運送契約に関する規定の準用等)

第七百五十六条 第七百三十八条から第七百四十二条まで(第七百三十九条第二項を除く。)、第七百四十四条、第七百四十六条及び第七百四十七条の規定は、航海備船契約について準用する。この場合において、第七百四十一条第一項中「金額」とあるのは「金額及び滞船料」と、第七百四十四条中「前条」とあるのは「第七百五十三条第一項又は第七百五十五条において準用する前条」と、第七百四十七条中「この節」とあるのは「次節」と読み替えるものとする。

2 運送人は、前項において準用する第七百三十九条第一項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもつて船荷証券の所持人に対抗することができない。

第三節 船荷証券等

(船荷証券の交付義務)

第七百五十七条 運送人又は船長は、荷送人又は備船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した船荷証券(以下この節において「船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は備船者の請求により、受取

があった旨を記載した船荷証券(以下この節において「受取船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。

2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換えてなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

3 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。

(船荷証券の記載事項)

第七百五十八条 船荷証券には、次に掲げる事項(受取船荷証券にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 運送品の種類

二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

三 外部から認められる運送品の状態

四 荷送人又は備船者の氏名又は名称

五 荷受人の氏名又は名称

六 運送人の氏名又は名称

七 船舶の名称

八 船積港及び船積み年月日

九 陸揚港

十 運送賃

十一 数通の船荷証券を作成したときは、その数

十二 作成地及び作成の年月日

2 受取船荷証券と引換えて船積船荷証券の交付の請求があったときは、その受取船荷証券に船積みがあった旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、前項第七号及び第八号に掲げる事項をも記載しなければならない。

(荷送人又は備船者の通知)

第七百五十九条 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項は、その事項につき荷送人又は

備船者の書面又は電磁的方法による通知があつたときは、その通知に従つて記載しなればならない。

2 前項の規定は、同項の通知が正確でないと思ふべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。

3 荷送人又は備船者は、運送人に対し、第一項の通知が正確でないことによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

(船荷証券の不実記載)
第七百六十条 運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもつて善意の所持人に対抗することができない。

(運送品に関する処分)
第七百六十一条 船荷証券が作成されたときは、運送品に関する処分は、船荷証券によつてしなければならない。

(船荷証券の譲渡又は質入れ)
第七百六十二条 船荷証券は、記名式であるときであつても、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることが出来る。ただし、船荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。

(船荷証券の引渡し効力)
第七百六十三条 船荷証券により運送品を受け取ることができる者に船荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

(運送品の引渡請求)
第七百六十四条 船荷証券が作成されたときは、これと引換えてなければ、運送品の引渡しを請求することができない。
(数通の船荷証券を作成した場合における運送品の引渡し)

第七百六十五条 陸揚港においては、運送人は、数通の船荷証券のうち一通の所持人が運送品の引渡しを請求したときであつても、その引渡しを拒むことができない。

2 陸揚港外においては、運送人は、船荷証券の全部の返還を受けなければ、運送品の引渡しをすることができない。

第七百六十六条 二人以上の船荷証券の所持人がある場合において、その一人が他の所持人より先に運送人から運送品の引渡しを受けたときは、当該他の所持人の船荷証券は、その効力を失ふ。

(二人以上の船荷証券の所持人から請求を受けた場合の供託)

第七百六十七条 二人以上の船荷証券の所持人が運送品の引渡しを請求したときは、運送人は、その運送品を供託することができる。運送人が第七百六十五条第一項の規定により運送品の一部を引き渡した後に他の所持人が運送品の引渡しを請求したときにおけるその運送品の残部についても、同様とする。

2 運送人は、前項の規定により運送品を供託したときは、遅滞なく、請求をした各所持人に対してその旨の通知を発しなればならない。

3 第一項に規定する場合においては、最も先に發送され、又は引き渡された船荷証券の所持人が他の所持人に優先する。

(船荷証券が作成された場合の特則)

第七百六十八条 船荷証券が作成された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第五百八十条中「荷送人」とあるのは、「船荷証券の所持人」とし、第五百八十一条、第五百八十二条第二項及び第五百八十七条ただし書の規定は、適用しない。

(複合運送証券)

第七百六十九条 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後

遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。

2 第七百五十七条第二項及び第七百五十八条から前条までの規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、第七百五十八条第一項中「除く」とあるのは、「除く。」並びに發送地及び到達地」と読み替へるものとする。

第四節 海上運送状

第七百七十条 運送人又は船長は、荷送人又は備船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は備船者の請求により、受取があつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。

2 海上運送状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第七百五十八条第一項各号(第十一号を除く。)に掲げる事項(運送品の受取があつた旨を記載した海上運送状にあつては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)
二 数通の海上運送状を作成したときは、その数

3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、荷送人又は備船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

4 前三項の規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。
第七百七十一条から第七百八十七条まで 削除

第四章 船舶の衝突

(船舶所有者間の責任の分担)

第七百八十八条 船舶と他の船舶との衝突(次条において「船舶の衝突」という。)に係る事故が生じた場合において、衝突しなかつた船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があつたときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、各船舶所有者について、その衝突による損害賠償の責任及びその額を定める。この場合において、過失の軽重を定めることができないときは、損害賠償の責任及びその額は、各船舶所有者が等しい割合で負担する。

(船舶の衝突による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百八十九条 船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権(財産権が侵害されたことによるものに限る。)は、不法行為の時から二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(準衝突)

第七百九十条 前二条の規定は、船舶がその航行若しくは船舶の取扱ひに関する行為又は船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶に著しく接近し、当該他の船舶又は当該他の船舶内にある人若しくは物に損害を加えた事故について準用する。

(非航海船との衝突等への準用)

第七百九十一条 前三条の規定は、船舶と非航海船との事故について準用する。

第五章 海難救助

(救助料の支払の請求等)

第七百九十二条 船舶又は積荷その他の船舶内にある物(以下この編において「積荷等」という。)の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者があつたときは、その者(以下この章において「救助者」という。)は、契約に基づかないで救助したときであつても、その結果に対して救助料の支払を請求することができる。

2 船舶所有者及び船長は、積荷等の所有者に代わってその救助に係る契約を締結する権限を有する。

(救助料の額)

第七百九十三条 救助料につき特約がない場合において、その額につき争いがあるときは、裁判所は、危険の程度、救助の結果、救助のために要した労力及び費用(海洋の汚染の防止又は軽減のためのものを含む)その他一切の事情を考慮して、これを定める。

(救助料の増減の請求)

第七百九十四条 海難に際し契約で救助料を定めた場合において、その額が著しく不当であるときは、当事者は、その増減を請求することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(救助料の上限額)

第七百九十五条 救助料の額は、特約がないときは、救助された物の価額(救助された積荷の運送賃の額を含む)の合計額を超えることができない。

(救助料の割合等)

第七百九十六条 数人が共同して救助した場合において、各救助者に支払うべき救助料の割合については、第七百九十三条の規定を準用する。

2 第七百九十二条第一項に規定する場合において、人命の救助に従事した者があるときは、その者も、前項の規定に従って救助料の支払を受けることができる。

第七百九十七条 救助に従事した船舶に係る救助料については、その三分の二を船舶所有者に支払い、その三分の一を船員に支払わなければならない。

2 前項の規定に反する特約で船員に不利なもの、無効とする。

3 前二項の規定にかかわらず、救助料の割合が著しく不当であるときは、船舶所有者又は船員の一方は、他の一方に対し、その増減

を請求することができる。この場合においては、第七百九十三条の規定を準用する。

4 各船員に支払うべき救助料の割合は、救助に従事した船舶の船舶所有者が決定する。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 救助者が救助することを業とする者であるときは、前各項の規定にかかわらず、救助料の全額をその救助者に支払わなければならない。

(救助料の割合の案)

第七百九十八条 船舶所有者が前条第四項の規定により救助料の割合を決定するには、航海を終了するまでにその案を作成し、これを船員に示さなければならない。

第七百九十九条 船員は、前条の案に対し、異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立ては、その案が示された後、当該異議の申立てをすることができる最初の港の管海官庁にしなければならない。

2 管海官庁は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、前条の案を更正することができる。

3 船舶所有者は、第一項の規定による異議の申立てについての管海官庁の決定があるまでは、船員に対し、救助料の支払をすることができない。

第八百条 船舶所有者が第七百九十八条の案の作成を怠ったときは、管海官庁は、船員の請求により、船舶所有者に対し、その案の作成を命ずることができる。

2 船舶所有者が前項の規定による命令に従わないときは、管海官庁は、自ら第七百九十七条第四項の規定による決定をすることができる。

(救助料を請求することができない場合)

第八百一条 次に掲げる場合には、救助者は、救助料を請求することができない。
一 故意に海難を発生させたとき。

二 正当な事由により救助を拒まれたにもかかわらず、救助したとき。

(積荷等についての先取特権)

第八百二条 救助料に係る債権を有する者は、救助された積荷等について先取特権を有する。

2 前項の先取特権については、第八百四十三条第二項、第八百四十四条及び第八百四十六条の規定を準用する。

(救助料の支払等に係る船長の権限)

第八百三条 救助された船舶の船長は、救助料の債務者に代わってその支払に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 救助された船舶の船長は、救助料に関し、救助料の債務者のために、原告又は被告となることができる。

3 前二項の規定は、救助に従事した船舶の船長について準用する。この場合において、これらの規定中「債務者」とあるのは、「債権者(当該船舶の船舶所有者及び海員に限る。)」と読み替えるものとする。

4 前三項の規定は、契約に基づく救助については、適用しない。

(積荷等の所有者の責任)

第八百四条 積荷等の全部又は一部が救助されたときは、当該積荷等の所有者は、当該積荷等をもって救助料に係る債務を弁済する責任を負う。

(特別補償料)

第八百五条 海難に遭遇した船舶から排出された油その他の物により海洋が汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、若しくは人の健康を害し、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助に従事した者が当該障害の防止又は軽減のための措置をとったときは、その者(以下この条において「汚染対処船舶救助従事者」という。)は、

特約があるときを除き、船舶所有者に対し、特別補償料の支払を請求することができる。

2 特別補償料の額は、前項に規定する措置として必要又は有益であった費用に相当する額とする。

3 汚染対処船舶救助従事者がその措置により第一項に規定する障害を防止し、又は軽減したときは、特別補償料は、当事者の請求により、前項に規定する費用に相当する額以上当該額に百分の三十(当該額が当該障害の防止又は軽減の結果に比して著しく少ないことその他の特別の事情がある場合にあつては、百分の百)を乗じて得た額を加算した額以下の範囲内において、裁判所がこれを定める。この場合においては、第七百九十三条の規定を準用する。

4 汚染対処船舶救助従事者が同一の海難につき救助料に係る債権を有するときは、特別補償料の額は、当該救助料の額を控除した額とする。

5 汚染対処船舶救助従事者の過失によって第一項に規定する障害を防止し、又は軽減することができなかったときは、裁判所は、これを考慮して、特別補償料の額を定めることができる。

(救助料に係る債権等の消滅時効)

第八百六条 救助料又は特別補償料に係る債権は、救助の作業が終了した時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(非航海船舶の救助への準用)

第八百七条 この章の規定は、非航海船舶又は非航海船内にある積荷その他の物を救助する場合について準用する。

第六章 共同海損

(共同海損の成立)

第八百八条 船舶及び積荷等に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等について処分がされたときは、当該処分(以下この章において「共同危険回避処分」という。)によって

生じた損害及び費用は、共同海損とする。

2 前項の規定は、同項の危険が過失によつて生じた場合における利害関係人から当該過失のある者に対する求償権の行使を妨げない。

(共同海損となる損害又は費用)

第八百九条 共同海損となる損害の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額によつて算定する。ただし、第二号及び第四号に定める額については、積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった一切の費用の額を控除するものとする。

一 船舶 到達の地及び時における当該船舶の価格

二 積荷 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

三 積荷以外の船舶内にある物 到達の地及び時における当該物の価格

四 運送貨 陸揚げの地及び時において請求することができ運送貨の額

2 船舶証券その他積荷の価格を評定するに足る書類(以下この章において「価格評定書類」という。)に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類に記載された価額によつて定める。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなるときも、同様とする。

3 次に掲げる損害又は費用は、利害関係人が分担することを要しない。

一 次に掲げる物に加えた損害。ただし、次のハに掲げる物にあつては第五百七十七条第二項第一号に掲げる場合を、次のニに掲げる物にあつては甲板積みをする商慣習がある場合を除く。

イ 船舶所有者に無断で船積みがされた積荷

ロ 船積みの際して故意に虚偽の申告がさ

れた積荷

ハ 高価品である積荷であつて、荷送人又は備船者が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知していないもの

ニ 甲板上の積荷

ホ 属具目録に記載がない属具

二 特別補償料

(共同海損の分担額)

第八百十条 共同海損は、次の各号に掲げる者(船員及び旅客を除く。)が当該各号に定める額の割合に応じて分担する。

一 船舶の利害関係人 到達の地及び時における当該船舶の価格

二 積荷の利害関係人 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

ロ 共同危険回避処分の際においてイに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に当該積荷の利害関係人が支払うことを要しないこととなる運送貨その他の費用の額

三 積荷以外の船舶内にある物(船舶に備へ付けた武器を除く。)の利害関係人 到達の地及び時における当該物の価格

四 運送人 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 第二号ロに規定する運送貨のうち、陸揚げの地及び時において現に存する債権の額

ロ 船員の給料その他の航海に必要な費用

(共同海損となる費用を除く。)のうち、共同危険回避処分の際に船舶及び第二号イに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に運送人が支払うことを要しないこととなる額

2 共同危険回避処分の後、到達又は陸揚げ前に船舶又は積荷等について必要費又は有益費を支出したときは、当該船舶又は積荷等につ

いては、前項第一号から第三号までに定める額は、その費用(共同海損となる費用を除く。)の額を控除した額とする。

3 第一項に規定する者が共同危険回避処分によりその財産につき損害を受けたときは、その者については、同項各号に定める額は、その損害の額(当該財産について前項に規定する必要費又は有益費を支出した場合にあつては、その費用(共同海損となる費用に限る。)の額を超える部分の額に限る。)を加算した額とする。

4 価格評定書類に積荷の実価を超える価額を記載したときは、その積荷の利害関係人は、当該価格評定書類に記載された価額に応じて共同海損を分担する。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価を超える価格が評定されることとなるときも、同様とする。

(共同海損を分担すべき者の責任)

第八百十一条 前条の規定により共同海損を分担すべき者は、船舶の到達(同条第一項第二号又は第四号に掲げる者にあつては、積荷の陸揚げ)の時に現存する価額の限度においてのみ、その責任を負う。

(共同海損の分担に基づく債権の消滅時効)

第八百十二条 共同海損の分担に基づく債権は、その計算が終了した時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

第八百十三条及び第八百十四条 削除

第七章 海上保険

(定義等)

第八百十五条 この章において「海上保険契約」とは、損害保険契約のうち、保険者営業として保険の引受けを行うものに限る。以下この章において同じ。が航海に関する事故によつて生ずることのある損害を填補することを約するものをいう。

2 海上保険契約については、この章に別段の

定めがある場合を除き、保険法(平成二十年法律第五十六号)第二章第一節から第四節まで及び第六節並びに第五章の規定を適用する。

(保険者の填補責任)

第八百十六条 保険者は、この章又は海上保険契約に別段の定めがある場合を除き、保険の目的について、保険期間内に発生した航海に関する事故によつて生じた一切の損害を填補する責任を負う。

第八百十七条 保険者は、海難の救助又は共同海損の分担のため被保険者が支払うべき金額を填補する責任を負う。

2 保険法第十九条の規定は、前項に規定する金額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百七条第一項に規定する金額」と読み替へるものとする。

(船舶保険の保険価額)

第八百十八条 船舶を保険の目的物とする海上保険契約(以下この章において「船舶保険契約」という。)については、保険期間の始期における当該船舶の価額を保険価額とする。

(貨物保険の保険価額)

第八百十九条 貨物を保険の目的物とする海上保険契約(以下この章において「貨物保険契約」という。)については、その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額、運送貨並びに保険に関する費用の合計額を保険価額とする。

(告知義務)

第八百二十条 保険契約者又は被保険者になる者は、海上保険契約の締結に際し、海上保険契約により填補することとされる損害の発生の可能性(以下この章において「危険」という。)に関する重要な事項について、事実の告知をしなければならない。

(契約締結時に交付すべき書面の記載事項)

第八百二十一条 保険者が海上保険契約を締結した場合においては、保険法第六条第一項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならぬ。

一 船舶保険契約を締結した場合 船舶の名称、国籍、種類、船質、総トン数、建造の年及び航行区域（一の航海について船舶保険契約を締結した場合にあっては、発航港及び到達港（寄航港の定めがあるときは、その港を含む。）並びに船舶所有者の氏名又は名称）

二 貨物保険契約を締結した場合 船舶の名称並びに貨物の發送地、船積港、陸揚港及び到達地

（航海の変更）
第八百二十二条 保険期間の始期の到来前に航海の変更をしたときは、海上保険契約は、その効力を失う。

2 保険期間内に航海の変更をしたときは、保険者は、その変更以後に発生した事故によって生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、その変更が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 到達港を変更し、その実行に着手した場合においては、海上保険契約で定める航路を離れないときであっても、航海の変更をしたものとみなす。

（著しい危険の増加）

第八百二十三条 次に掲げる場合には、保険者は、その事実が生じた時以後に発生した事故によって生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、当該事実が当該事故の発生に影響を及ぼさなかったとき、又は保険契約者若しくは被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 被保険者が発航又は航海の継続を怠ったとき。

二 被保険者が航路を変更したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、保険契約者又は被保険者が危険を著しく増加させたとき。

（船舶の変更）

第八百二十四条 貨物保険契約で定める船舶を変更したときは、保険者は、その変更以後に発生した事故によって生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、その変更が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（予定保険）

第八百二十五条 貨物保険契約において、保険期間、保険金額、保険の目的物、約定保険価額、保険料若しくはその支払の方法、船舶の名称又は貨物の發送地、船積港、陸揚港若しくは到達地（以下この条において「保険期間等」という。）につきその決定の方法を定めたときは、保険法第六条第一項に規定する書面には、保険期間等を記載することを要しない。

2 保険契約者又は被保険者は、前項に規定する場合において、保険期間等が確定したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知をしなければならない。

3 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の通知をしなかったときは、貨物保険契約は、その効力を失う。

（保険者の免責）

第八百二十六条 保険者は、次に掲げる損害を填補する責任を負わない。ただし、第四号に掲げる損害にあっては、保険契約者又は被保険者が発航の当時同号に規定する事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 通常の損耗によって生じた損害

二 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失（責任保険契約にあっては、故意）によって生じた損害

三 戦争その他の変乱によって生じた損害

四 船舶保険契約にあっては、発航の当時第七百三十九条第一項各号（第七百七条及び第七百五十六条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を欠いたことにより生じた損害

五 貨物保険契約にあっては、貨物の荷造りの不完全によって生じた損害

（貨物の損傷等の場合の填補責任）

第八百二十七条 保険の目的物である貨物が損傷し、又はその一部が滅失して到達地に到着したときは、保険者は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合を保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に乘じて得た額を填補する責任を負う。

一 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかつたとした場合の当該貨物の価額から損傷又は一部滅失後の当該貨物の価額を控除した額

二 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかつたとした場合の当該貨物の価額

（不可抗力による貨物の売却の場合の填補責任）

第八百二十八条 航海の途中において不可抗力により保険の目的物である貨物が売却されたときは、保険者は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を填補する責任を負う。

一 保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）

二 当該貨物の売却によって得た代価から運送費その他の費用を控除した額

（告知義務違反による解除）

第八百二十九条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、危険に関する重要な事項について、故意又は重大な過失により事実の告知を

せず、又は不実の告知をしたときは、海上保険契約を解除することができる。この場合においては、保険法第二十八条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

（相互保険への準用）
第八百三十条 この章の規定は、相互保険について準用する。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

第八百三十一条から第八百四十一条まで 削除
第八章 船舶先取特権及び船舶抵当権

（船舶先取特権）

第八百四十二条 次に掲げる債権を有する者は、船舶及びその属具について先取特権を有する。

一 船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権

二 救助料に係る債権又は船舶の負担に属する共同海損の分担に基づく債権

三 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）若しくは国税徴収の例によって徴収することのできる請求権であつて船舶の入港、港湾の利用その他船舶の航海に関して生じたもの又は水先料若しくは引き船料に係る債権

四 航海を継続するために必要な費用に係る債権

五 雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権

（船舶先取特権の順位）

第八百四十三条 前条各号に掲げる債権に係る先取特権（以下この章において「船舶先取特権」という。）が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、同条各号に掲げる順序に従う。ただし、同条第二号に掲げる債権（救助料に係るものに限る。）に係る船舶先取特権は、その発生の時において既に生じている他の船舶先取特権に優先する。

2 同一順位の船舶先取特権を有する者が数人あるときは、これらの者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、前条第二号から第四号までに掲げる債権にあつては、同一順位の船舶先取特権が同時に生じたものでないときは、後に生じた船舶先取特権が前に生じた船舶先取特権に優先する。

(船舶先取特権と他の先取特権との競合)
第八百四十四条 船舶先取特権と他の先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、他の先取特権に優先する。

(船舶先取特権と船舶の譲受人)
第八百四十五条 船舶所有者がその船舶を譲渡したときは、譲受人は、その登記をした後、船舶先取特権を有する者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。この場合において、その期間は一箇月を下ることができない。

2 船舶先取特権を有する者が前項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、その船舶先取特権は、消滅する。

(船舶先取特権の消滅)
第八百四十六条 船舶先取特権は、その発生後一年を経過したときは、消滅する。

(船舶抵当権)
第八百四十七条 登記した船舶は、抵当権の目的とすることができる。

2 船舶の抵当権は、その属具に及ぶ。

3 船舶の抵当権には、不動産の抵当権に関する規定を準用する。この場合において、民法第三百八十四条第一号中「抵当権を行使して競売の申立てをしないとき」とあるのは、「抵当権の行使としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の行使としての競売の申立てをすることのできるに至つた後一週間以内にこれを行ない」と読み替へるものとする。

(船舶抵当権と船舶先取特権等との競合)

第八百四十八条 船舶の抵当権と船舶先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、船舶の抵当権に優先する。

2 船舶の抵当権と先取特権(船舶先取特権を除く)とが競合する場合には、船舶の抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

(質権設定の禁止)
第八百四十九条 登記した船舶は、質権の目的とすることができない。

(製造中の船舶への準用)
第八百五十条 この章の規定は、製造中の船舶について準用する。

(国際海上物品運送法の一部改正)
第二条 国際海上物品運送法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の二」を「第十六条」に、「使用する者」を「被用者」に改める。

第二条第一項中「第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のもの」を「第六百八十四条に規定する船舶」に改め、同条第二項中「する船舶所有者、船舶賃借人及び備船者」を「引き受ける者」に改め、同条第三項中「委託する備船者及び荷送人」を「委託する者」に改める。

第四条第三項中「第九条」を「商法第七百六十条」に改める。

第五条を次のように改める。

(航海に堪える能力に関する注意義務)
第五条 運送人は、発航の当時に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人が自己及びその使用する者がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。

二 船員の乗組み、船舶の機装及び需品の補給を適切に行うこと。

三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

第六条から第十条までを削る。

第十一条第一項中「船積」を「船積み」に、「何時でも、陸揚げし」を「いつでも、陸揚げし」に改め、同条第三項中「船積」を「船積み」に、「陸揚げし」を「陸揚げし」に改め、同条第四項中「責を」を「責任を」に改め、同条第六条とする。

第十二条第三項中「引渡」を「引渡し」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第四項中「疑が」を「疑いが」に改め、同条第七条とする。

第十二条の二第二項中「商品取引所の相場の」を「取引所の相場が」に改め、同条第二項中「第五百八十条第三項」を「第五百七十六条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十三条第一項中、「一包又は一単位につき」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位は六百六十六・六七倍を乗じて得た金額

第十三条第一項第二号中「滅失、損傷又は延着に係る」を「前号の」に改め、同条第三項中「船荷証券の下に」又は「海上運送状」を加え、同条第四項中「使用する者」を「被用者」に、「第二十

条の二第二項」を「第十六条第三項」に改め、同条第六項中「こえる」を「超える」に、「責を」を「責任を」に改め、同条を第九条とする。

第十三条の二中「第十二条の二」を「第八条」に、「責めを」を「責任」に改め、同条を第十条とする。

第十四条を削る。

第十五条第一項中、「第八条、第九条又は第十二条から前条まで」を「若しくは第七七条から前条まで又は商法第五百八十五条、第七百五十九条若しくは第七百六十条」に改め、「また」を削り、同条第三項中「船積前」を「船積み前」に、「荷揚げ後」を「荷揚げ後」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「(特約禁止の特例)」を付し、第十七条を第十三条とする。

第十八条第一項中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「甲板積」を「甲板積み」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「甲板積」を「甲板積み」に改め、「また」を削り、同条を第十四条とし、同条の次の一条を加える。

(商法の適用)
第十五条 第一条の運送には、商法第五百七十五条、第五百七十六条、第五百八十四条、第五百八十七条、第五百八十八条、第七百三十九条第一項(同法第七百五十六條第一項において準用する場合を含む)及び第二項、第七百五十六條第二項並びに第七百六十九條の規定を除き、同法第二編第八章第二節及び第三編第三章の規定を適用する。

第十九条及び第二十条を削る。

第二十条の二第二項中「第十一条第四項及び第十二条の二から第十四条まで並びに前条第二項において準用する商法第五百七十八條」を「第六條第四項及び第八條から第十條まで並びに商法第五百七十七條及び第五百八十五條」に、「第七百四條第一項」を「第七百三條第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「使用する者」を「被用者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任には、適用しない。

第二十條の二第四項中「第十三條第四項」を「第九條第四項」に、「使用する者」を「被用者」に改め、同条第五項中「前三項」を「前二項」に、「使用する者」を「被用者」に改め、同条を第十六条とする。

第二十一条を第十七条とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(商法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の商法(以下「新商法」という。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の商法(以下「旧商法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(運送取扱営業に関する経過措置)

第三条 施行日前に締結された運送取扱契約(以下「旧運送取扱契約」という。)並びに旧運送取扱契約に係る運送品に関する運送取扱人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。

(物品運送に関する経過措置)

第四条 施行日前に締結された物品運送契約(以下「旧物品運送契約」という。)並びに旧物品運送契約に係る運送品に関する運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。

(旅客運送に関する経過措置)

第五条 施行日前に締結された旅客運送契約(以下この条において「旧旅客運送契約」という。)並びに旧旅客運送契約に係る手荷物(旅客から引渡しを受けていないものにあつては、身の回り品を含む。)に関する運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に旧旅客運送契約に基づいて発生した旅客の生命又は身体の侵害に係る運送人の損害賠償の責任については、この限りでない。

(寄託に関する経過措置)

第六条 施行日前に締結された寄託契約(以下「旧

寄託契約」という。)については、なお従前の例による。

(船舶に対する差押え等に関する経過措置)

第七条 施行日前に申し立てられた船舶の差押え又は仮差押えの執行の申立てに係る事件については、新商法第六百八十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(共有に係る船舶についての損益の分配等に関する経過措置)

第八条 共有に係る船舶であつて施行日前に発航をしたものについての旧商法第六百九十七条に規定する損益の分配については、その航海に限り、なお従前の例による。

2 前項に規定する船舶の利用に関する計算については、新商法第六百九十九条第二項の規定にかかわらず、その航海に限り、なお従前の例による。

(船舶賃借に関する経過措置)

第九条 新商法第七百二条の規定は、施行日前に締結された船舶の賃借契約については、適用しない。

(定期備船に関する経過措置)

第十条 新商法第七百四条から第七百七条までの規定は、施行日前に締結された定期備船契約については、適用しない。

(船長に関する経過措置)

第十一条 船長の施行日前の行為に基づく旧商法第七百五条に規定する損害賠償の責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に発航をした船舶(以下「既発航船舶」という。)に係る船長による代理については、その航海に限り、なお従前の例による。

3 既発航船舶に係る旧商法第七百二十条第二項に規定する航海に関する計算については、その航海に限り、なお従前の例による。

(船舶の衝突に関する経過措置)

第十二条 施行日前に生じた船舶と他の船舶との衝突に係る事故については、新商法第七百八十八条及び第七百八十九条の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

2 新商法第七百九十条及び第七百九十一条の規定は、施行日前に生じた事故については、適用しない。

(海難救助に関する経過措置)

第十三条 既発航船舶又は既発航船舶内にある積荷その他の物が海難に遭遇した場合におけるその救助については、その航海に限り、なお従前の例による。

2 新商法第八百七条の規定は、施行日前に発航をした非航海船舶については、その航行を終了するまでの間は、適用しない。

(共同海損に関する経過措置)

第十四条 既発航船舶に係る共同海損については、その航海に限り、なお従前の例による。

2 既発航船舶に係る旧商法第七百九十九条に規定する費用については、その航海に限り、なお従前の例による。

(海上保険に関する経過措置)

第十五条 施行日前に締結された海上保険契約については、なお従前の例による。

(船舶先取特権に関する経過措置)

第十六条 施行日前に船舶(製造中の船舶を含む。)の、その属具及び受領していない運送貨物に関する国稅徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第二条第十二号に規定する強制換領手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続が開始された場合における旧商法第八百四十二条の先取特権又は第二条の規定による改正前の国際海上物品運送法第十九条第一項の先取特権の効力及び順位については、なお従前の例による。

(船舶法の一部改正)

第十七条 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

商法第七百九十一条及び第八百七条ノ規定ハ、商行ヲ為ス目的ヲ以テセザルモ専ラ湖川、港湾其他ノ海以外ノ水域ニ於テ航行ノ用ニ供スル船舶(前項但書ニ規定スル船舶ヲ除ク)ニ

之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同法第七百九十一条中「船舶」トアルハ、船舶又は船舶法第三十五条第一項に規定する船舶ト読替フルモノトス

(船舶法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項(新商法第七百九十一条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、施行日前に生じた事故については、適用しない。

2 前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、施行日前に発航をした同項前段に規定する船舶については、その航行を終了するまでの間は、適用しない。

(商法施行法の一部改正)

第十九条 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条を次のように改める。

第二百三十条を次のように改める。

第二百三十条 削除

(鉄道営業法の一部改正)

第二十条 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ三第三項及び第四項中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第十八条ノ三を削る。

第十八条ノ四中「前二条」を「前条」に改め、同条を第十八条ノ三とする。

(鉄道営業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 旧物品運送契約に基づいて貨物を寄託した場合における預証券及び質入証券並びに旧物品運送契約に基づいて鉄道と船舶との通し運送をした場合における運送状及び貨物引換証については、なお従前の例による。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の十三第三項中「第六百二十七条第

二項及び第六百二十八条を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三條及び第六百十四條」に改める。

第六号ロ
(中小企業等協同組合法の一部改正)
第二十六條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の三第三項中「第六百二十七條第二項(預証券の規定の準用)及び第六百二十八條(倉荷証券による質入)を」第六百一条から第六百八条まで、第六百十三條及び第六百十四條」に改める。

第九條の六中「第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで(寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任)を」第六百九條から第六百十二條まで及び第六百十五條から第六百十七條までに改める。

(海上運送法の一部改正)
第二十七條 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第七項中「貸渡(期間よう船)を」貸渡し(定期傭船)に改める。

(地方税法の一部改正)
第二十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の十三第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「第八百十條を」第八百二條」に改め、「、国際海上物品運送法(昭和三十一年法律第七十二号)第十九條の先取特權を削る。

第七十二條の二十四の二第三項第二号中「積荷保険」を「貨物保険」に、「又は第八百二十條に規定する」を「に規定する貨物保険契約に係る」に改め、同項第五号中「積荷保険」を「貨物保険」に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正)
第二十九條 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一條の五」を「第百十一條の四」に、「第百二十六條の七」を「第百二十六條の六」に改める。

第百十一條の四を削る。

第百十一條の五の見出しを「(保險法の準用)」に改め、同条中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで並びに」及び後段を削り、同条を第百十一條の四とする。

第百十三條の十六第二項中「満期保險の保險の目的たる漁船を満期前の事故により委付した場合又は満期保險の保險の目的たる漁船が満期前の事故により委付された場合」を削る。

第百二十六條の六を削る。

第百二十六條の七中「、商法第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項、第八百三十七條第一項及び第二項並びに第八百三十八條から第八百四十一條まで」を削り、「第百二十六條の七」を「第百二十六條の六」に改め、「、商法第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六條第一項中「三ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同条第二項中「第八百三十三條第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第百二十六條の六第一項第一号及び第三号」とを削り、同条を第百二十六條の六とする。

第百三十一條中「第百二十六條の七」を「第百二十六條の六」に改める。

第百三十六條中「委付により取得した一切の權利及び第百十一條の五」を「第百十一條の四」に改める。

第百四十一條第一項中「第百二十六條の七」を「第百二十六條の六」に改める。

第百四十三條の十一第三項中「商法第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで並びに」及び後段を削り、同条を第百四十一條の六に改める。

第百四十一條第一項中「第百二十六條の七」を「第百二十六條の六」に改める。

第百四十一條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで並びに」及び後段を削り、同条を第百四十一條の六に改める。

第百四十一條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで並びに」及び後段を削り、同条を第百四十一條の六に改める。

第百四十一條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで並びに」及び後段を削り、同条を第百四十一條の六に改める。

第百四十一條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで並びに」及び後段を削り、同条を第百四十一條の六に改める。

第百四十一條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで並びに」及び後段を削り、同条を第百四十一條の六に改める。

第百四十一條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで並びに」及び後段を削り、同条を第百四十一條の六に改める。

(漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置)
第三十條 施行日前に成立した前条の規定による改正前の漁船損害等補償法に基づく漁船保險、漁船船主責任保險、漁船積荷保險及び任意保險(以下この項において「旧漁船保險等」という。)の保險關係並びに旧漁船保險等に係る再保險關係については、なお従前の例による。

2 漁業經營に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第三十九号)附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる普通保險、漁船船主責任保險、漁船積荷保險及び任意保險(以下この項において「旧普通保險等」という。)の保險關係並びに旧普通保險等に係る再保險關係については、なお従前の例による。

(倉庫業法の一部改正)
第三十一條 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次及び第一條中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第二章の章名、第八條第二項、第十三條の見出し及び同條第一項並びに第十四條中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第二十二條の見出しを「(倉荷証券の發行の停止及び許可の取消し)」に改め、同条中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第二十九條第四号及び第五号中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

(倉庫業法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二條 旧寄託契約に基づく預証券及び質入証券についての倉庫業法の適用については、なお従前の例による。

(國稅徵收法の一部改正)
第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第三十三條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「第八百十條(救助者の先取特權)」を「第八百一十條(積荷等)についての先取特權」に改め、「(船舶債權者の先取特權)、國際海上物品運送法(昭和三十三年法律第七十二号)第十九條」を削る。

第七十條の見出し及び同条第一項中「差押」を「差押え」に改め、同条第二項ただし書中「発航の準備が終つた」を「航行中の」に改め、同条第四項中「差押の」を「差押えの」に改め、同条第五項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「申立」を「申立て」に改める。

(國稅徵收法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 施行日前にされた差押えをする旨を予告する通知に係る國稅については、前條の規定による改正後の國稅徵收法第七十條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第三十五條 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「第七百九十八條第一項」を「第七百八十九條(同法第七百九十九條(同法第七百九十一條において準用する場合を含む。))及び第七百九十一條において準用する場合を含む。))及び第八百十二條」に、「及び」を「並びに」に改

める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第三十六條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中「第六百二十七條第二項(預証券の規定の準用)及び第六百二十八條(倉荷証券による質入れ)」を「第六百一十條から第六百八条まで、第六百十三條及び第六百十四條」に改める。

第十七條中「第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで(寄託者又は証券の所持人の權利及び倉庫營業者の責任)」を「第六百九條から第六百十二條まで及び第六百十五條から第六百十七條まで」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第三十七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の課稅物件の物件名の欄4中「用船契約書」を「備船契約書」に改め、同号の課稅物件の定義の欄3中「運送状」を「送り状」に改め、同欄4中「用船契約書」を「備船契約書」に、「用船契約書」を「備船契約書」に、「裸用船契約書」を「裸備船契約書」に改める。別表第一第九号を次のように改める。

九	倉荷証券 券、船荷 証券又は 複合運送 証券	一通につき 二百円	
		1 倉荷証券には、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百一十條(倉荷証券の記載事項)の記載事項の一部を欠く証書で、倉荷証券と類似の効用を有するものを含むものとする。	2 船荷証券又は複合運送証券には、商法第七百五十八條(船荷証券の記載事項)(同法第七百六十九條第二項(複合運送証券)において準用する場合を含む。))の記載事項の一部を欠く証書で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとする。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八條 施行日前に課した、又は課すべきで

あつた印紙税については、なお従前の例による。

2 旧運送取扱契約、旧物品運送契約又は旧寄託契約に基づき施行日以後に作成する貨物引換証、預証券及び質入証券並びに船荷証券の謄本に係る印紙税については、なお従前の例による。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第三十九條 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第九十五條第一項を次のように改める。
制限債權者は、その制限債權(物の損害に関する債權に限る。)に関し、事故に係る船舶及びその属員について先取特權を有する。

第九十五條第二項中「第八百四十二條第八号」を「第八百四十二條第五号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 商法第八百四十三條第二項本文、第八百四十四條から第八百四十六條まで及び第八百四十八條第一項の規定は、第一項の先取特權について準用する。

第九十五條第四項中「第八百四十七條第一項」を「第八百四十六條」に改める。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十條 附則第十六條に規定する場合における前條の規定による改正前の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五條第一項の先取特權の効力及び順位については、前條の規定による改正後の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(船舶油濁損害賠償保障法の一部改正)

第四十一條 船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十條第一項中「つき」を「関し」に、「そ

の属員及び受領していない運送貨の上に」を「及びその属員について」に改め、同条第二項中「第八百四十二條第八号」を「第八百四十二條第五号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 商法第八百四十三條第二項本文、第八百四十四條から第八百四十六條まで及び第八百四十八條第一項の規定は、第一項の先取特權について準用する。

第四十條第四項中「第八百四十七條第一項」を「第八百四十六條」に改める。

(船舶油濁損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二條 附則第十六條に規定する場合における前條の規定による改正前の船舶油濁損害賠償保障法第四十條第一項の先取特權の効力及び順位については、前條の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法第四十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(森林組合法の一部改正)

第四十三條 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第四項中「第六百二十七條第二項及び第六百二十八條」を「第六百一十條から第六百八条まで、第六百十三條及び第六百十四條」に改める。

第十八條中「第六百十六條第一項、第六百十七條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで」を「第六百九條から第六百十二條まで及び第六百十五條から第六百十七條まで」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第四十四條 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一條に後段として次のように加える。

この場合において、第五十一條第一項中「第八百八十一條第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般の先取特權」とあるのは「先取特權」と読み替えるものとする。

第百八十九条中「一般の先取特権又は商法第八百四十二条に定める」を削る。

(民事執行法の一部改正に伴う経過措置)

第四十五条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件については、前条の規定による改正後の民事執行法第百二十一条及び第百八十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保険業法の一部改正)

第四十六条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「(会社法等の準用)」に改め、同条第二項中「及び第五百二十三条」を削り、「第五百九十三条(寄託)」を「第五百九十五条(受寄者の注意義務)」に改める。

第六十三条第五項中「第三編第六章」を「第三編第七章」に改める。

第百九十八条第二項中「及び第五百二十三条」を削り、「並びに第五百九十三条(寄託)」を「及び同法第五百九十五条(受寄者の注意義務)」に改める。

第二百九十八条中「結約書作成及び交付義務」を「結約書の交付義務等」に、「同項中「其要領」を「同項第二号中「その要領」に、「二定ムル」を「で定める」に改める。

(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第四十七条 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券」を「倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券」に改める。

(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十八条 旧物品運送契約に基づく貨物引換証又は旧寄託契約に基づく預証券及び質入証券が作成されている動産の譲渡の對抗要件については、前条の規定による改正後の動産及び債権の

譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農林中央金庫法の一部改正)

第四十九条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第五百九十三条」を「第五百九十五条」に改める。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五十条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中商法の目次及び第五百六十七條の改正規定を削り、同法第五百二十六条第三項の改正規定の次に次のように加える。

第五百七十三条第二項を削り、同条第三項中「若しくは瑕疵又は荷送人の過失」を「又は瑕疵」に、「運送人は、運送賃の全額を請求することができる」を「荷送人は、運送賃の支払を拒むことができない」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条のうち、商法第五百七十六條の改正規定、同法第二編第八章第三節中第五百九十二条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六百十三條第二項、第七百六十五條及び第七百九十八條第二項の改正規定を削る。

第四条第九項中「第五百七十六條(新商法第七百六十六條(新商法第七百八十七條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)」を「第五百七十三條第二項」に改め、同条第十項及び第十一項を削る。

第八十五条中保険業法第二十一条の見出し及び同条第二項並びに第百九十八条第二項の改正規定を削る。

第三百三条のうち鉄道営業法第一章中第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第十八条ノ四とする改正規定中「第十八条ノ四を

第十八条ノ五とし、」を削る。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成三十年五月二十五日印刷

平成三十年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F